

平成31年 3月14日 予算特別委員会 議事録

9時58分 開会

○出席委員 (7人)

委員長 西村 一啓

副委員長 田中 実穂

委員 末広 和基、和田 芳弘、細川 雅子、寺岡 公章、山本 孝三

議長 児玉 朋也

○欠席委員 なし

○西村委員長 おはようございます。少し時間が早いんですが、定足数に達していますので、ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

毎回お願いしておりますが、改めてお願いをしておきます。質疑・答弁は本来の趣旨に沿ったものとし、簡潔明瞭に行ってください。発言の際には挙手をして、委員長と声をかけていただき、マイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をしていただきたいと思います。御協力よろしくお願ひいたします。挙手がない場合は、2回目の質疑、3回目の質疑へ進めていきますので、質疑がございましたら、素早く挙手をお願いいたします。

審査を続行する前に、昨日の第10款教育費の審査に関して、執行部から答弁の追加の申し出がございましたので、発言を許可いたします。

大石教育長。

○大石教育長 おはようございます。昨日の教育費での山本議員の質問にございました法案の内容について確認しましたので、考えを述べさせていただきます。

その法案とは、13法案を一括改正する第9次地方分権一括法案であり、その13法案の一つに放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の拡充について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直す法改正であります。

この改正の趣旨は、各放課後児童クラブ職員の人数並びに資格の要件について、国の基準として規模に関係なく、支援単位ごとに2名以上の職員を配置すべきとされていたものが、改正後は、地域の実情に応じて、市町村が定めることができるようにするものでございます。

全国的には、実態として利用者が非常に少ない数名の児童クラブもございまして、職員2名は必要ないケースもあることから、地方の人手不足に配慮し1名でも可能とするものということでございます。

本市の場合は、現在、3施設とも1クラス2人から4名の職員を配置しており、今後とも児童、保護者ともに安心して利用していただけるよう、適切な職員配置並びに環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

なお、この法案につきましては、平成31年3月8日付で閣議決定され、現在、国会に提出されておりますが、まだ、審議の時期については未定であると聞いておりますので、この場ではこの程度とさせていただきます。お時間をいただきありがとうございます。

○西村委員長 それでは、平成31年度一般会計予算の審査を続行いたします。

第8款土木費と第11款災害復旧費の質疑に入ります。

1回目の質疑を継続いたします。質疑はございませんか。末広委員。

○末広委員 おはようございます。最初に、昨日、質疑させていただく中で、間違えたことがあったんで、一言おわびだけさせていただきます。

芸予地震のときに、大竹中学校の額縁が落ちた、高いところにみんなで上がったんですが、カーテンも直したりもしたんですが、そのときの復旧は、卒業式が終わってまして、3月24日でしたんで、入学式に愛の字を間に合わすということをやったんで、きのうは卒業式の明る日だったので、つい卒業式と申し上げましたが、改めさせていただきます。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

最初に、各款共通のということで、土木費の中では、土木課と都市計画課おありだと思うんですが、大変、協議会その他でも含めて、資料たくさんいただける、我々に対して、無償だと思います。そういう中で、議会に際してのタブレット導入がどう受けとめられているか、最初にお聞きしたいと思います。質問します。

○西村委員長 豊原監理課長。

○豊原監理課長 これまで回答したことと同じような形にはなるとは思うんですけど、特に、土木課、都市計画課の資料の関係につきましては、図面が大変多くございます。それらの資料につきまして、以前は印刷等をやってきた経緯ございますけれども、そういったデータでの提供ということで、やりとり等におきまして、あるいは訂正、修正等があった場合に、非常にスムーズにできると考えて、そういった形では、タブレット導入についての効果はあるんじゃないかと考えております。以上でございます。

○西村委員長 末広委員。

○末広委員 それに加えてですけれども、工務系の職場の皆さんって、外に出られることも多く、現場に確認へ行かれたり、さまざまな業務で情報の共有することにおいては、すごい量の業務をこなしてらっしゃると思うんですが、それもリアルタイムで、できるだけ早く災害時には対策本部なり、また、部署内での情報共有が必要とされる部署だと思います。そういう中で、ITを中心にした通信機器の活用というのは、他の部署よりも進んでらっしゃると思います。そういった面で部署内でこういった形で御活用いただけているかをお話しいただければありがたいですが。

○西村委員長 古賀土木課長。

○古賀土木課長 土木課のほうでは、タブレットを導入させていただいておりますが、この主となる目的は、積算業務等を行う上で、庁内のパソコンはインターネットにつながっておりませんので、そちらの建設物価とか、そういった単価、また資材等の調べをするために活用するという目的で導入させていただいております。

副次的に、よく市民の方などがお尋ねになってこられる。今までは個別詳細地図等で場所を特定し、お話を進めておったところでございますが、タブレット、これWi-Fiモデルでございます、インターネットはWi-Fiでつながるとは思うんですけども、地図、写真等閲覧ソフトなどを使いまして、場所の特定や、場合によってはその場所の写真を

360度表示されるようなソフトによって、場所の特定、要望の状況というのがリアルタイムにわかるということで、現場に行かずして、ある程度、要望者の状況がわかるという効果を発揮できております。一例として紹介させていただきました。

○西村委員長 末広委員。

○末広委員 詳しい説明ありがとうございました。今後も部署の、業務の特性に合わせて、タブレットだけではなくて、スマホも今どきもう標準的になっておりますので、ぜひとも、業務の遂行に御活用いただければありがたいと思います。

具体的な内容の質問に入らせていただきますけども、土木課や都市計画課、特に固定資産台帳では土木課ということで載ってるんですが、私が保有しとる固定資産台帳を見ると全部で8,000件を超える、9,000件ぐらいの資産項目がある。そのうちの土木課が約5,000件を占めます。土地だけでも約4,000件あります。それも普通財産。道路とかそういうものは行政財産ですけども、普通財産の土地が約4,000件もあります。ある意味じゃあ活用できる可能性のある資産。そういった視点でも市民の共有財産を有してらっしゃる部署ですので、いろんな視点で資産の有効活用に生かしていただきたい。資産総額を当初お聞きしておりますけど、それだけの件数ですので、全体で保有しとる資産のうち、百何十億円が土木課の保有資産なんですね。それだけ管理をしなきゃならない。件数だけでもすごいですから、橋梁とか道路とか、さまざまありますけど、土地以外で約1,000件ございます。その約1,000件の耐用年数、わかりやすいのが橋です。橋梁。これだけでも約200本。耐用年数が45年とか60年ですけども、今現在の耐用年数を超えた橋梁がどれだけあるか、調べてみたんです。そうしますと、60年とか45年の耐用年数を超えたものだけでも、40本ぐらい橋があるんです。古いやつなんか20年超えとんです。だから、80年使っとるというのは、65年使っておるようなもんですね。そういう資産がある意味じゃ今までの市民生活を充実させていただくために、貢献いただいたわけですけども、それを今後維持、継続していただかなきゃならない。昨日の委員会でお話もありましたけれども、災害復旧が起こったことによって、当初、計画しとった、本来であれば進めるべき事業が、進めれなかったということがございました。橋梁一つとってみても、40本ぐらいの橋が耐用年数を超えております。そういった面で道路が陥没したり、路面が傷んだりというのは、まだ通れるからいいですけども、橋が落ちたら、全く通れんわけです。そんなものが、私が調べただけでも40本あるわけです。そういった面の今後の対応についての総合的なお考えおありであれば、お知らせいただければありがたいかなと。

○西村委員長 山田工務係長。

○山田土木課主幹兼工務係長 土木課工務係山田と申します。よろしく申し上げます。

橋梁の長寿命化でございます。大竹市橋梁長寿命化修繕計画を策定しておりまして、載っておりますように、状況の悪いものから、補修をするように考えております。

今まで、恵川橋とか、能保里橋、それとかなり大きな補修が必要な箇所について、先行して実施してきました。

今、この5年間で再度、点検行った中では、レベルが4段階ありまして、4段階目になりますと通行どめとかしなきゃいけないんですが、レベル3が35橋出ております。そのう

ち補修したのが5橋ぐらいあるんですが、あと残りの橋について、順次補修をしていきたいと考えております。

場合によっては、かけかえのほうがいいという判断をすれば、かけかえをしなければいけないこともあるかもしれませんが、現時点としては、橋梁補修で長寿命化させるということで対応していきたいと考えております。以上でございます。

○西村委員長 末広委員。

○末広委員 私も、町なかで、東栄ですけども、大変な通行量で、大型トラックもどんどん走る、紙を積んだトラック、鉄骨を積んだトラックがどんどん走るところ、この橋梁の老朽化度を確認される業者の方が、一生懸命検査をしているところに、通りがかったんで何をされてるのかなと思って、お話を伺いました。その技術者の方は、相当広範囲の営業エリアをお持ちの方が、そういう精密な検査をされてまして、もう終わるのかなと思ったら、また別部隊が来て一緒になってやってらっしゃいました。県の方もお越しだったと思うんですけども、そういうことで、これから先、通行量があるところは、かけかえ工事なんか大変難しいですし、どのようにして本当にこれを維持、継続していかれるのかなというのが、大変、心配じゃないんですけども、プロの方が一生懸命調べていただいて、そういう対応される部署の皆さん、努力されてる方、大竹市橋梁長寿命化修繕計画もあるということ存じ上げてるんですけども、そういった面の御苦勞を平成31年度の当初予算にどの程度反映をしていらっしゃるのか、お聞きできればお願いします。

○西村委員長 山田工務係長。

○山田土木課主幹兼工務係長 平成31年度当初予算では2,500万円の工事請負費を計上させていただきます。計画では、5橋を補修していきたいと考えております。以上です。

○西村委員長 末広委員。

○末広委員 その2,500万円の予算は、補修工事とか、維持工事、調査費も入ってるんですか。もう調査済んで、計画性を持ってとり行う工事としての予算ですか。

○西村委員長 山田工務係長。

○山田土木課主幹兼工務係長 平成31年度行う工事の箇所ですが、平成30年度、詳細調査をして、劣化した原因とかいうのを確認して、それに対する対応策を含めて工事を実施するということとなりますので、それを踏まえて、工事を施工するということになっております。

調査費につきましては、平成31年度、また100万円を計上しております。ただ、100万円ではちょっと実際、厳しいところもございます。この事業、国の社会資本整備総合交付金を活用して実施したいと考えておりまして、工事費、2,500万円で5橋補修する予定なんですけど、余れば、また順次その予算を工事から委託費に流用させていただきまして、どんどん調査を進めていって、早期に補修ができるように取り組みたいと考えております。以上です。

○西村委員長 末広委員。

○末広委員 大変、御苦勞な仕事で、地道な調査をされてる。橋の下にもぐり込んで、コンクリートたたいたり、ひび割れしたところにある鉄骨のさびぐあいを調べたり、大変地道

な検査をされておりました。我々市民からすると、本当に目に見えないところで、そういう御苦労があっても、通れて当たり前の橋ですから、そういう面でも、達成感というのが、フィードバックが返ってこない業務だと思います。そういう面では、これをもって取り組んでいただくことをお願いして、1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○西村委員長 他に質疑ございませんか。

他に質疑がございませんので、以上で、第1回目の質疑を終結いたします。

続いて、2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

和田委員。

○和田委員 おはようございます。1点だけお尋ねします。

146ページ、特定空家等現地調査業務委託料です。私は現在、空家等対策協議会委員になつとるんですが、確認のためといいますか、もう一度聞きたいんです。

今回、今まで特定空家に指定した家が何件かあります。またこれからことしもまた特定空家を現地調査して、ランクでいいますと、D、Eですかね、特定空家の所有者に連絡して、協議されると思うんですが、今年度は何件ぐらいを特定空家に指定するつもりですか。

○西村委員長 建築住宅、讃井係長。

○讃井都市計画課課長補佐兼建築住宅係長 それでは委員の御質問にお答えいたします。現在、Eランクというものに関しましては、5件を特定空家の候補という形で抽出しまして、現在2件が特定空家になっております。そのうちの1件は解体済みになりました。今の御質問のDランクに指定は30件ございます。そのうちの中の特定空家候補といたしまして、先日の協議会において、6建物ほど特定空家にする予定でございます。現在、その特定空家になるであろう建物の所有者について、戸籍謄本であるとかいうものを全部とるなどして調査し、所有者に対して通知を行って、特定空家にしていくという状況でございます。また、Eランクの残りもので、現在、5件中その3件まだ調査中で通知等できてないものもございまして、返信のないものもございまして。そういうものとか、当時、調査いたしました全体の中で所有者の不明な分が11件ございまして、それについても立ち入りというか、現地調査を行って、特定空家になるかどうかというところも判断していくという現状でございます。以上です。

○西村委員長 和田委員。

○和田委員 ランクでいいますと、E、Dは、当然倒壊のおそれがありますよね。このうち、市街地にある特定空家が、何件あるかわかりませんが、とにかく、市街地にある倒壊のおそれのある家、大変危険なんですね。大変な仕事と思いますが、早急にそういう危険な特定空家の対応をしていただきたいと思います。どうでしょう。

○西村委員長 讃井建築住宅係長。

○讃井都市計画課課長補佐兼建築住宅係長 一応、特定空家に関しましてですけれども、法律的に言いますと、特定空家に対しましては、基本的には、最終的には強制代執行というものも可能となっております。

現在、先ほど委員が言いましたDランク、Eランクは合わせて52件ございまして、そのうち、先ほど和田委員おっしゃった市街地にあるものですが、その部分がDランク

6件、Eランク5件の合わせて11件が判定されております。正直、例えば、市内の52件を全部、特定空家にしていきますと、まずは指導、次に勧告、命令、代執行ということになります。市その後のいわゆる負担といえますか、というのも大変多くなってきますので、協議会等で皆さんに御意見をお伺いしながら、今回、市街地にあるDランク、Eランク11件を候補にしておりますので、どれもこれもというわけではなくて、協議会での御意見や、市の予算状況なども鑑みながら、適切に進めていきたいと思っておりますので、すぐに全部というのは、今の現状では、なかなか難しいのかなと思っております。失礼いたします。

○西村委員長 和田委員。

○和田委員 今、去年の6月ですか、特定空家に指定した場合に、補助金が最高30万円出るというように聞いておるんですが、今も実際にそういう平成31年度に特定空家に10件を指定し、補助金を1件当たり最高30万円出しても、10件で300万円です。ぜひ、これは早急に進めてもらいたいんです。そういう要望です。大変な仕事と思いますが、よろしく願いします。終わります。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。細川委員。

○細川委員 おはようございます。4点ほどお尋ねいたします。

まず、139ページから2つほど、河川改良費で、立戸4丁目浸水対策工事についてですが、この工事内容を教えてください。

○西村委員長 古賀土木課長。

○古賀土木課長 この立戸4丁目浸水対策工事につきましては、立戸4丁目の地区で、大規模な雨が降ったときに、道路、場合によっては家屋等が浸水する地区がございます。そちらの地区が浸水後雨水が抜けるのが遅くなりまして、長期間浸水するという状況が続くということがありまして、平成30年度の場合においても、排水目的に仮設の電源を設けまして、仮設のポンプをリースで設置しておるという状況がございました。その仮設ポンプの排水先が道路上になるんですけれども、やわらかいホースが歩道上を横断しておるような状況というのがございまして、そういったところを改善していくということを目途にしまして、仮設の排水系のポンプを少し改善できる状況をつくりたいということで、このたび平成31年度で当初予算を提案させていただいておるところでございます。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 大雨のときに浸水するところを少しでも対策したいということでわかりました。

すぐ下のほうに、港町ポンプ場改良工事がございます。これは、岩国大竹道路事業に伴って、いずれは廃止になるポンプ場と聞いてるところだと思うんですけども、今年度どのような改良をするのか、まずそこをお願いします。

○西村委員長 古賀土木課長。

○古賀土木課長 港町ポンプ場改良工事につきまして、説明させていただきます。

港町ポンプ場につきましては、御存じのとおり、岩国大竹道路が完成することに伴って、上下水道局のほうで整備する雨水幹線というのができ上がりましたら、不要になってくるポンプ場ではございますが、そちらが完成するまでの間は、適宜維持管理をしていかなければ

ればならないということで、土木課のほうがそれを担わせていただいております。

このたびの改良内容としましては、予算上改良とさせていただいておりますけれども、日々劣化していく水をかき上げるプロペラや、ポンプ自体も定期的にオーバーホール等をやっつけていかなければならないのを何とか延命しておりました。名称としては改良ではございますけれども、どちらかという、適正に維持管理していき、効果を継続的に発揮できるようにということを目途にした改良ということで予定しておりますのでございます。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 岩国大竹道路との事業との進捗との関係になると思うんですけれども、910万円は安くはないと思うんですけれども、何年ぐらいたすというか、要するに、雨水幹線に岩国大竹道路、港町ポンプ場の進捗状況ってどうなってるのかなど、市民の方からも要望が出てると思いますし、早期にあそこの道路を通ると随分、あそこは道が走りやすくなると思いますので、早期にポンプ場なくなったほうがいいと思うんですけれども、あとのぐらいたすのか聞いておられますでしょうか。

○西村委員長 古賀土木課長。

○古賀土木課長 岩国大竹道路の進捗状況については、申しわけございません。今の段階で明確に言える情報をいただいておりますので、現在、ポンプ場を管理する土木課としましては、これを放っておいて、どうせなくなるもんだから、お金をかけなくていいんじゃないかなという感覚でおられないように、やっぱり今、効果があるもののポンプについては、これによって浸水を免れてる方がいらっしゃる、そういうところを意識して、当然、オーバーホールや改良は今後も継続していくという姿勢で、予算のほう確保させていただくということにしております。済みません。答えに直接当たらないと思うんですけども。よろしくお祈いします。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 済みません。答えにくいことをお尋ねいたしました。

また、平成31年度の国の予算とかも決まって、岩国大竹道路の予定をお知らせいただけるような時期になりましたら、ぜひ議会のほうにも御報告をよろしくお祈いします。

あと2点ほど、145ページのほうに、晴海臨海公園の関係になると思いますが、シーサイドゾーン等整備検討業務委託料650万円と1つ下に、シーサイドゾーン等整備工事、これは額が大きいんですけども、業務を検討して、当該年度に工事するというスケジュールになっているのでしょうか。そこら辺を教えてください。

○西村委員長 はい、どうぞ。

○実本都市計画課課長補佐兼計画整備係長 まず、シーサイドゾーン等整備工事の件です。第2期工事、こちらを平成29年度から進めております。平成31年度は、大型遊具の海側のほう、あちらのほうを盛土整地工事をやりまして、南北を結ぶ幹線園路とか、展望施設、デイキャンプが楽しめる海辺の広場を整備する計画にしております。工事とまた別に、今のシーサイドゾーン等整備検討業務委託料650万円を計上させていただいているんですけども、当初の基本設計が、かなり昔にやっております、現状とそぐわない部分もありますんで、そこを微修正しながらやっていきたいんで、まず、上半期にすぐ検討業務も発注

しまして、その後に工事を発注するような流れになります。見直し部分に当たらない部分につきましては、前倒しで、分離発注するような形も考えながら、対応していきたいなど思っております。以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 わかりました。工事をやるのかどうか今から検討するんかと思ったものですから、誤解しておりました。ありがとうございます。

最後に、同じ145ページ、少し下に小方ヶ丘緑地安全対策事業がございます。これではどういことをされるのか教えてください。

○西村委員長 実本計画整備係長。

○実本都市計画課課長補佐兼計画整備係長 小方ヶ丘緑地安全対策事業です。これは、平成28年度に実施されました通学路の合同点検結果に基づく大竹市交通安全プログラムの対策箇所、県道乙瀬小方線の歩道整備が上げられております。県のほうで、その部分を整備するというので、平成28年度から概略設計、平成29年度に測量、詳細設計に着手しております。

歩道整備区間のところに、小方ヶ丘側の緑地が接している区間がございます、現地調査を広島県のほうがしたところ、落石の危険性がある石が点在しているということで、安全対策が必要となりますので、来年度に現地測量、設計を行うということで、予算計上させていただきました。以上です。

○西村委員長 他に質疑ございませんか。山本委員。マイクのスイッチ入れてください。

○山本委員 きんの私の質問に対して、明確な答えがないので、重ねてお願いするんですが、大竹市土地開発公社経営健全化方針、市の説明のこの文書によると、最後のページの下段のほうに、事業用地は実施可能な事業から順次予算化し、市の再取得を進めると、こうなるとんで、それできのう、事業用地は、実施可能な事業からという、順に進めるといことで、どの事業が対象になって、どの土地が対象になるかということを知いたら、新町3丁目のポンプ場の取得用地を予定どおり活用するような方向で取り組んでおるとい話でした。

ですから、改めて私、この場で聞くんですが、事業用地は、実施可能な事業から順次予算化し、市の再取得を進めると、どこが対象になつるかいうことを、改めてはっきりさせてください。それから、代替地で、当初の用途での処分見込みがなくなったものを、市が補填可能な予算の範囲内で着実に一般売却をすると、こうなるとんで。対象になる一般売却の代替用地は、どこどこなんか。はっきりこの場に示して、委員の皆さんを含めた意見なり、求めるのが審査でしょう。なぜそれをやらないかということ、きのうから言いよんです。そういうことは、審査にふさわしい資料なり出して、意見を求めるとういうのが礼儀じゃ思うんです。ここに文書出してるんですから、健全化方針で、今、私が指摘した2点についても、具体的な中身が協議された上でこうなるとんでしょ。委員長もそういった点では執行部に必要な資料の提出をさせるように求めてもらいたんやけど。皆さんわからせんでしょうが。

○西村委員長 委員長の立場でなく、私も山本さんと同じ開発公社の理事としてですが、先

般の理事会でその表示の場所は皆説明も受けたし、地図もを見せていただきました。予算化して順次売るという話を出席されて聞かれたじゃないですか。その資料が出てくるんです。

○山本委員 全員がはいじゃあ理事ですか。

○西村委員長 いや、あなたと私と和田委員。それで。

○山本委員 予算特別委員会の審査がまともに務まると思うんですか。

○西村委員長 いや、そうじゃない。だから、山本委員が言われるように、資料請求。

○山本委員 会社のほうではそこまでやっとするのに、何で予算特別委員会に出さないんですか。

○西村委員長 それ、資料請求をしてください、先に。

○山本委員 発言の時間が制約されるから、そういう委員長の意思ないんじゃないということだと思います。

この開発公社のことについて、今、というようなことで、ぜひちゃんとしてもらいたいということなんです。

それから、142ページの大竹駅周辺整備事業に関連をして、先般いろんな事業年度計画なり、予算の状況を説明して、議会のほうもそのことを踏まえた事業容認、から大竹市事業評価監視委員会も引き続いてこの事業を進めるということでの合意をされておるようです。それで、私がこの場で聞きたいのは、この事業で国交省からの予算措置をされる補助金と、それ以外、市が単独で負担しなければならないという部分があるわけやね。そこんところを補助金につかない事業がこういうことで、これだけの事業費と、それから、補助金はつかないが、市が単独負担しても進めるんだという部分で、その事業費がこれだけかかるということを説明してもらいたいんですが、できますか。

○西村委員長 山本都市計画課長。

○山本都市計画課長 大竹駅の事業につきましては、平成35年までを計画しておりまして、総額50億円弱ということになってます。市単独部分、それから国費部分、それから起債部分ありますが、今、この場で少し紹介しても全体像がなかなかわかりにくいところがございますので、これについては、改めて、資料を作成いたしまして、わかるような説明をしたいと思います。

○西村委員長 山本都市計画課長、今の説明でまた補足があります。はい、どうぞ。

○山本都市計画課長 済みません。先日、生活環境委員協議会でお示しした資料の中で、例えば、大竹駅の駅舎本体であったり、自由通路それから、駅前広場については国費対象、おおむねそういった方向はありますが、細かい部分で、まだ市単独負担になる部分、ならない部分については、工種もたくさんございます。設計委託料も。それについてはまた、別の詳しい資料で説明させていただきたいと思います。以上です。

○西村委員長 別の資料が出てくるわけですね。細かい部分については。

○山本都市計画課長 これから事業が進む中で、また新たな工種であったり、業務が出てきますので、わかる範囲での、簡潔な資料に取りまとめていきたいと考えています。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 もらってるの、この概算事業費ですね。この中に、大きくわかれば3つその財

源の内訳があるように私は思うんですが、協定額というのがありますね。また、市負担の部分も同じように、これから事業が進展するにつれて、変動する可能性もあるという意味ですね、今、課長がおっしゃったものは。総額では、47億2,000万円という概算事業費が出とるんですが、これも、事業の進展ぐあいでは、50億円になるかもわからんし、それ以下になるかもわからんという、かなり幅のある変動があるということですね。予算上。しかし、これは、やっぱり一定の根拠を持ってやるんでしょ、1年間のことですから。その過程で、補助がつくものとつかないものという仕分けを、この事業は補助がつくと、この事業は市の単独だということをちゃんと説明し、それを積み上げていけば、年度ごとにどれだけの市の財源がここに投入されたと。国のほうから補助を受けて、事業費に費やされとると理解ができるんですが、予算上もそんな説明も何にもないから、総額だけ載せてあるんで。そういうことを、この予算の上でも一つ説明してもらいたいんですが。これは、かなり大きな事業費として計上されております。平成31年度も。それできますか。

それから、もう一つ、147ページ市営住宅管理費に関する問題でお尋ねするんですが、希望者が入居されたときには、プロパンガスが部屋ごとに固定されとるんでしょ。だから、入居される人が、わしはAという業者に頼みたいと、Bという業者に頼みたいということができるようになっとるんですか。そこんとこ聞かせてください。

それから、148ページの平屋住宅解体工事。対象になるのはどことどこで、何件ありますか。

○西村委員長 豊原監理課長。

○豊原監理課長 先に、先ほど土地開発公社の関係で改めて御質問いただきましたときに、こちらのほうお答え、タイミングがおくれまして申しわけございませんでした。

事業用地はどこがあるかということでございますけれども、毎年度の決算書を作成してございます。理事会にも諮ってるところですけども、例えば、平成29年度の決算書でいけば、22ページに事業用地として全てこれも事業実施すべき用地のリストアップされています。

例えば、話がありました新町ポンプ場事業用地であるとか、あるいは、駅前、駅裏広場の整備事業用地であるとか、そういった事業用地につきましては、全てそういう形で決算書にさせていただいているというところでございます。

それと、代替地について、先ほど委員長からもお話しいただいたと思うんですけども、2月26日の理事会において、話をさせていただきました。その中で、とりあえず土地開発公社が持っている土地ということで、まず、土地開発公社において、地理的にどう判断すべきかということで、5件土地をリストアップさせたものを提供させていただきました。もちろん20年以上前に購入した土地ですので、境界立会できるかとか、隣地の了解が得られるかどうか、あるいは、面積はどのように変わっているかということも、まず、売れるかどうかということも判断をする必要がございます。その上でまた、理事会において、そういう売れるということになったら、今度は価格は幾らになるかという判断をしていただいた上で、そのリストアップした土地に限りませんが、順次売却をしていくということでございます。一応、そういう形で理事会に諮っておりますので、まず、市の提出について、私のほうからというのではなくて、委員会のほうで諮っていただければと思います。

が、いかがでございますでしょうか。以上です。

○西村委員長 讚井建築住宅係長。

○讚井都市計画課課長補佐兼建築住宅係長 2つ質問いただきました。まず、平家住宅解体工事の関係でございますけれども、今現在、市内の平家住宅につきましては、218ぐらいの数がございます。そのうち、100世帯ぐらいが住んでいらっしゃるしまして、それ以外の100世帯分ぐらいを解体しようと思っております。全部では当然ございません。平成30年度まで1,000万円ずつの解体費でございましたけれども、一般質問等でも、今までいろいろ御意見をいただいております、平成31年度からは、もう少し解体のスピードを上げようということで、倍額の2,000万円を今回予算計上いたしました。特定した場所は決まっております。平成31年度、解体予定であった何件かも、解体できないことがありまして、そういうものの優先順位の高いもの、いろいろ現状で今、近鉄住宅管理が管理しているんですけれども、その中で地域から苦情があって、壁が壊れてるとか、屋根がだめになってるようなものから、解体していくという形で、平成31年度になって、すぐ選定いたしまして、件数を確定します。また、国の補助金がございます、補助申請して、内示の決定が出て、他の事業との調整を見て、その内示金額によって、その件数も決めていこうと考えております。

次に、ガスの関係ですけれども、ガスについては、基本的に市営住宅アパートは、管ガスとLPガスのものがございます。管ガスのものについては、基本的に、そのガス会社との契約になると思います。その他のアパートについてもですけれども、基本的には一つのガス庫から、全体を供給しておりますので、その会社と契約ということになると思います。単独で別に契約するというのは、基本的にはなかなか難しい。ですので、過去のガスに関する陳情における審査でもお答えしましたように、全体をほかの会社に変えるということは、可能性があると思いますけれども、1人だけほかのガス屋にかえるというのはなかなか難しいと思います。以上です。

○西村委員長 実本計画整備係長。

○実本都市計画課課長補佐兼計画整備係長 大竹駅周辺整備事業の件です。全体が7億7,966万8,000円計上させていただいております。そのうちの対象となりますのが、予算書の付表のほうですね、こちらの7ページになると思います。補助事業の中段に大竹駅周辺整備事業がありまして、事業費、4億3,326万8,000円、こちらが補助対象事業費という形になります。少し差が出てくるんですけども、補助対象にならない部分もあるんですけども、大きく言いますと、先ほど議員が示された資料、大体、自由通路協定の部分と、橋上駅協定、協定外工事という形で分けております。大きく言いますと、自由通路協定については、基本的には社会資本整備総合交付金には対象になるという考えをしてるんですけども、橋上駅のほうですね、こちらのほうは、JRさんに払う補償費という形で払います。ただその実態として、実工事費とその補償費の間に差があります。その部分については、単独という形になりますので、今回、平成31年度予算計上した7億7,966万8,000円から、対象が4億3,326万8,000円になってますが、その差がそういったところになってしまうということになります。なかなか全体像の中からのというのが難しんで、平成31年度を例に出し

てお話しさせていただきました。以上です。

○西村委員長 山本委員、3回目にします。はい。

それでは、他に質疑はございませんか。末広委員。

○末広委員 先ほど、橋梁についてお聞きしたんですが、道路についてお聞きしたいと思うんですが、先に、145ページの、公共下水道事業会計負担金事務で、2億円以上。每期この予算計上当然あるんですが、これをお聞きしたのは、道路って総延長で160キロ以上あって、400を超える台帳上の管理があります。私がいただいている固定資産台帳は、最初にできたやつなんで、先ほどの橋梁のように、修繕しますよと、維持管理、維持費ですよ、改良事業というのがあるので、維持と改良の区別がつかないんです。当然、ほとんどの道路の下には、先ほどの下水道も上水道も走ってる。何割がそうなってるかわからないんですけども、またこれは上水道事業の会計でもお聞きしたいとは思ってるんですが、この先ほどの145ページは、公共下水道事業会計の負担金ということになってますよね。だから、事業としては、確かに職員さんが一般会計の範疇におられる職員さんが向こうに行って仕事したら別会計ですから、そういう負担金という概念だとは思いますが、道路と上下水道というのは、すごく絡むと思ってるんです。そういう中で、私が今いただいている固定資産台帳というのは、最初にできただけなんで、それから後、数年経過しとんですけども、維持事業と改良事業ですね、道路に限って言わせていただくと、維持事業と改良事業のときには、その下にある上下水道の配管ございますよね、それらとの工事の関係性というのが、どうつながるのかなと、上下水道局に伺いますと、角の画面上に、図面がぱっと出てきて、配管も何もかもみんな載っとるんです。水道料金の請求先の固有名詞まで全部載っとる。下水道の場合もそういうGISを使っても、やってらっしゃるんですが、道路を見させてもらうと、大きな図面が出てくるんですよ、紙の上に描いたような図を、デジタル上でつなげて重ねて見れないです。維持事業や、また、区別がつかない改良事業をするときに、その下にある上水や下水や、下手したら工水が横切ってるかもしれない。そういうやつの関連性を今の現在では、別の管理なんで、重ねて見れるシステムがない。そうしますと、改良、新規だったら当然ですけども、改良するときの内容と、維持の工事の内容を教えてくださいませんか。

○西村委員長 古賀土木課長。

○古賀土木課長 まさにおっしゃられるとおり、上下水道のほうには、GIS導入されておるんですけども、現段階では、道路管理においてGISはありませんので、紙の台帳で管理させていただいております。ただ、道路を改良していくなどの場合、当然、維持も含めてですけれども、上下水道に限らず、中電さん、NTTさんとかいう地下埋設とあと、電中さんとか、架線等の俗に占有者と我々のほうからは言っておるんですけども、そちらのほうと協議をさせていただきまして、恐らく以前にも紹介したことがあると思うんですけども、特に上水道などは、更新計画がある場所については、道路改良とあわせた形で、同時期にできる限り進めるようにというのを心がけておるところでございます。という御紹介でよろしかったですかね。

○末広委員 維持と改良の明確な区別。

○古賀土木課長 維持と改良の明確な区分けは、基本的に現状をそのまま継続して使うための維持と、あと、要は、今の道路の質を上げていくものを改良ということで、維持は当然ながら、単独財源でさせていただくんですけども、改良という表現的に高質化というんですか、よりよくしていくという形のを改良費と位置づけまして、区分けをさせていただくということでございます。

○西村委員長 末広委員。

○末広委員 済みません。言葉の上の要件なんで、明確な区別、私もぴんとこないんですけども、今後、固定資産台帳上のリストアップなんですけど、もう新設で今ありますよと、それを修繕します。当初は、大型車が通らない道路だったけども、大型車が通るようになったんで、道路上の面が薄いんじゃないけんけ、掘り返して、頑丈なやつにかえるよというならそれは改良になるんだと思うんですけど、そういう区別をもつても、道路管理台帳上管理ですね、固定資産台帳にそれが載ってれば、それと今、橋梁にしても道路にしても、計画性を持ってやってらっしゃる。でも先ほどシステムとしてデータつながってないですから、その都度協議はされるんでしょうけども、小方ヶ丘のように、電線まで埋設されて、電柱がないような街になれば、そういうところの協議も当然必要に今後なっていくんだと思うんですけど、そういうとき、データが紙ベースで、お互い独自の予算の原資の制約なんかを踏まえた計画性を持ってやろうとしたときに、他の事業や、他の業者の埋設物との関係性なんか出てくると、後追いになっちゃうような気がするんです。事前に計画段階で、データが重ねて見れるようなことをしていくことが必要な時代になってきていると思うんです。道路だけでも約160億円の今の金額上で試算なんですけども、当初が約160億円で、今現在もうそれを6割ぐらいい償却している。50年の耐用年数で30年は経過しとるのが我が町、それだけインフラ整備は早くから、先輩方の御苦勞で提供いただけてるんが私の市民の当たり前のインフラなんですけど、それを、維持していくだけでも、約170億円、かつての貨幣価値も含めて、約170億円で作った道路を、400の項目がある。それに維持とか改良の工事のデータがつけ加わって、今現在でも6割は償却が済んだことは、傷んでおるといことですよ。それを直すときの他の事業との関係性を、どう密度を上げていって、住民生活の維持に水道や電気や、道路を通行するという我々の行政サービス、享受がうまくつながっていただけるような、今後の見通しを立てていくに必要なシステムの共有化が必要な時代に来てるような気がするんですよ。寺岡議員の言うドローンじゃないですけども、紙の上でものを見るよりは、画像で動画で見るほうが、直感的にわかると、市民にも説明しやすいというようなことと同じように、今の時代のある意味の新しい社会インフラを活用できる部署じゃないと、一番上ですから道路の路面は、地下じゃなくて。全部の影響を受けるわけですよ。下水管が破れりゃ上もまた削らにゃないけん。水道管が破裂したらまたやらにゃいけん。それがまた両方のどっちの予算やという話にもなるでしょうし、そういうことが関連されてる事業部門としての御苦勞を、今後少しでも軽減し、レベルを上げていただくためには、どんどんぜひたくをいうていただいとていいと思うんです。そういう時代ですから、その辺について先ほどタブレットの活用事例をお聞きしましたけども、もう政令市のクラスだったら、恐らくそういうシステム当然、導入され

てると思うので。でもソフトは、同じソフトですね、データ量が違うだけだと思うんです。そういう面では、大竹市なんかは早くにインフラ整備が進んだまちなんで、そういう時代を迎えてるまちだと思いますので、小ちやいまちではありますけども、積極的な取り組みに向けたシステム導入の御検討いただきたいと思うので、その辺についてお話しただければありがたいです。

○西村委員長 はい、どうぞ。

○敷田土木課主幹兼管理係長 土木課管理係長の敷田でございます。今、委員さんおっしゃいました道路台帳につきましては、平成30年度の予算で、システム電子化ということで、予算を認めていただいておりますので、電子化がようやく達成できることになっております。それ以外の先ほど言われた下水道とか、その他のインフラ等のGISでの整合性、共有化につきましては、全庁的な今後の課題かなと考えております。まずは、第一歩目として、道路台帳につきましては、電子化に取り組んでいるところでございます。以上です。

○西村委員長 末広委員。

○末広委員 済みません。電子化の内容とは。デジタルデータにかえる、画像を画面で見れるということですか。

○西村委員長 敷田土木課管理係長。

○敷田土木課管理係長 現在は、紙ベースの道路台帳に関しては、職員が手作業で行ってるところですけども、それを全部の図面を電子化しまして、例えば、道路の証明等も、道路の位置の証明とかも、速やかに交付ができるようになっております。以上です。

○西村委員長 末広委員。

○末広委員 それは、一歩ずつ進めていただきたいと思います。楽しみです。いつも、紙ベースの情報たくさん拝見したりもするんですけども、直感的に状況の共有ができるような、設備導入に取り組んでいただければなと思います。先ほどの公共下水道事業会計負担金ですか、これについては、まだ内容がよくわからないんですけども、当然、事業として絡んでるかなとは思って、そういうふうに解釈して、これはまあ下水道のほうの質問のときにまた詳しくお聞きします。以上です。

○西村委員長 建石財政係長。

○建石企画財政課課長補佐兼財政係長 公共下水道事業会計負担金についてなんですけど、こちらは、毎年4月上旬に総務省から公営企業会計の繰出金の基準が示されます。病院事業とか、水道事業、こういったものについては、一般会計から繰り出ささいというので基準が示されるんですが、公共下水道事業に対しては、主なものといったら雨水関係になるんですけども雨水処理については、下水道の使用料ではなくて、一般会計からの繰出金で賄うべきであるという考えで、約2億2,700万円の金額を平成31年度予算計上していますが、ほぼ、その多くが雨水処理に要する経費で、毎年度、一般会計から、公共下水道事業会計の繰り出しを行っております。以上です。

○西村委員長 末広委員。

○末広委員 最後に、ちょうど固定資産台帳の御専門が手を挙げていただいたんで、先ほど申し上げた、修繕とか、改良工事の実行に関する予算についての計上の方式についてお聞

きしたい。

○西村委員長 建石財政係長。

○建石企画財政課課長補佐兼財政係長 先ほど、土木課からありましたように、何かしらの機能アップにつながるものが改良であると捉えております。固定資産台帳への計上、一番種類が多いのが土木課の関係です。何を載せるべきか一番苦勞するのも土木課の関連のものであります。土木課とも頭悩ませながらやりとりをいたしております。基本的には、額のラインというのも当然引くんですけれども、改良工事が固定資産台帳に載る候補になるとは考えております。以上です。

○西村委員長 他に質疑ございませんか。

ないようですので、2回目の質疑を終結いたします。

続いて、3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。山本委員。

○山本委員 結局、土地開発公社の健全化の方針で、うたわれてるようなことは、市長のほうでは、具体的に協議を通じて、事業用地の活用を図るということには、何も具体的な意見をお持ちになってないわけやね。毎年のように、新町3丁目のポンプ場の早期建設ということを決算特別委員会でも、予算特別委員会でも、一般質問でも、常任委員会の場合でも浸水対策、防災対策の一環として、議員から要望が出されておるわけですが、この場でもまだ、新町3丁目の新町雨水排水ポンプ場を一からどうするかという具体的なことは決まってないということやね。決まってないというよりか、決めようがないと、同ポンプ場をつくることよりか、急ぐことがたくさんあるから、後回しにならざるを得んというのが実態なんですよ。はっきりさせてください。何か期待を持たせて、その場限りで終わるといのがずっとこの例年のことなんですけど。新町ポンプ場のことについて、要望がない年はないですよ、一般質問にしても、予算決算の審査の場合でも、それでも全然形も見えなければ、具体的にこっから手をつけるということもないんですか。それなのに、この文書や答弁の中では、いかにもやるんだというような説明になっておるけれども、実際には何の姿も見えないと、私は思うんですが、そうじゃない、ここまで手順を踏んで、事業を進める手だてをとっておるんだという意図があれば、それをしっかり言ってください。

それから、大竹駅周辺整備事業のことについて、自由通路については、国の予算の対象になり得る可能性なり期待があるという話ですが、東口と西口をつなぐのは、本来的には、都市計画道路の延長線上にあると、ただし、都市計画道路と言え、両側に歩道をつけるとか、車道の幅員が何ぼ必要だとか、構造上の規定があつて、適合しないと都市計画道路としての認可も国の補助もつかないということもあつたりで、まさか、大竹駅の橋上駅がそういう構造規定にはまるかどうかということで、今まで我々は都市計画道路の延長線上だと思いながらも、これは、得異な事業で、事業通路として、今考えとるようなポイントを延長で、事業を進めるということなんですけど、こういうことについては、国交省も都市基盤整備なり、まちづくりの上での多様な対応をしてる時期ですから、大いに交渉を重ねてもらって、市の単独でなしに、国の予算がつけられるように、頑張ってもらいたいということをお願いしておきたい。

それから、市営住宅管理費の問題ですが、147ページの。入居を希望する人が、抽せん

で認められて入居すると、その際に私は、今まで使いよったから、マルキプロパンを使いたいとか、広島ガスを使いたいとかいうことができないんですよね、事実上。できるんですか、できないんですか、そこまずはっきりしてください。

○西村委員長 古賀土木課長。

○古賀土木課長 新町ポンプ場の状況ということで、ただいまこちら土木費の場所ですので、私のほうから。土木課が新町ポンプ場の前の道路の用地と一緒に予算計上させていただいて、交渉、一緒に取り組んでおるということで、私のほうから答えさせていただければと思っております。

新町雨水排水ポンプ場、昨日もお話しさせていただきましたように、平成29年度に用地費のほうを補正予算で認めていただきまして、やむなく本年度に対して繰り越しをさせていただいておるんですけれども、その用地交渉というのが、ごめんなさい、個人情報等その他、細やかな配慮が必要な案件ですので、詳細は申し上げられませんが、少なくとも私の記憶にある限りでも、ことしに入ってから、私、交渉記録表3つ以上書かせていただいております。それほど密に話を進めて、解決の方向に向かって、物が進んでいますが、悲しいかな年度内に間に合わない可能性が今の段階ではありますけれども、協議のほうは進めておりますので、この件は、上下水道局と一緒にやりまして、実現に向けて、取り組みを進めているということの説明にかえさせていただければと思っております。以上です。

○西村委員長 讚井建築住宅係長。

○讚井都市計画課課長補佐兼建築住宅係長 ガスのことですが、市営住宅のアパートでは、簡易ガスのものでLPガスのものでございます。入居のしおり等において、簡単に説明しますと、どここのガス屋さんですよということがしおりに書いて、そのアパートに入る前はどここのガス屋さんというところが一応決められて入る形になります。変えられるかどうかということですが、管ガスのものについては、基本的に変えるのは大変不可能だと思いますし、普通のLPガスに関しては、基本的にはできないという回答をさせていただきたいと思います。物理的に、どこからガス管を引っ張って、その部屋だけに変えるということが構造上できないかどうかということは、検討したことはございませんし、消防法とか、いろんなものまたクリアしないといけませんので、基本はできないと思います。以上です。

○西村委員長 山本都市計画課長。

○山本都市計画課長 先ほど、駅の自由通路の国費の活用でございますが、山本委員言われましたように、道路の構造につきましては、車道歩道のある街路、それから、歩道専用街路、いろんなケースございます。このたびは、歩道専用の街路ということもありましたので、これについては、また国土交通省のほうには、これに限らず、いろんな面での予算要望等々ございまして、なるべく国費の投入が可能になるような努力をしていきたいと考えております。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 入居されとる人へのガスの供給の問題ですが、できんのでしょ。結局、入居される人が、わしゃマルキプロパンがええんじや言うても、既に大竹市は、現在、2社と契

約をして、そこへガス供給施設としての貸与契約を結んで、2社だけが供給できるように初めからしとるわけですから、新たに入居する人が、わしゃこれがええ、あれがええ言うても事実上できない。できないのに、ガスの高い安いに文句があるなら、皆さんが話し合せて、投票してどうのこうのじゃいうようなことをいうて、事実上、選択権を奪われた人に、責任を転嫁するようなことを当時の生活環境委員会は陳情を採択にした。それは、執行部の説明の不十分なり、改善対応をどうするかという方策を示さないからそうなったんですよ。新たに入居される人に選択権があるんなら、それはいいですよ。入居すると一緒に責任を持って、皆さんで意見交換をしながら合意を得て、他の業者に決めるということが可能なら。そうじゃないですよ初めから。だからそここのところをよく考えて、対応がすっきり皆さんに理解できるように、お互いにすべきだということを申し上げて、今後の改善についてはまた、機会があれば意見を述べるということになろうと思いますが、まず、担当課のほうで、そここのところをよく考えてもらいたいと思います。

それで、148ページの平屋住宅解体工事の問題ですが、今のところ、対象になる解体家屋がないところおっしゃるんですが、これは、平成30年度あれですか、入札の機会を持って、解体に向けた作業をしたが、業者のほうに参加しなかったということですか。どういう経過であれです。解体事業が進まんで、平成31年度は大幅な予算措置をせざるを得なかったと、さっきの説明では聞こえたんですが、もう一回そここのところ説明してください。

○西村委員長 讃井建築住宅係長。

○讃井都市計画課課長補佐兼建築住宅係長 まずガスの点について、1点だけですけれども、アパートに入ってる方で、1人だけほかの会社にかえるとかっていうのは、基本的には不可能だと思われましてという回答でございます。平屋住宅解体工事に関してなんですけれども、先ほどの説明がまずかったのであれば、訂正いたしまして、平成30年度も予算がついております解体工事については、今、順次進めて、解体中でございます。ただ、当初予定していたものの、優先順位をある程度つけてやっております、予定していたものが解体できないものに関しては、平成30年度、最優先という形でやっていくのと、平成31年度についても、国の予算のつく範囲の中で、解体していくということでございます。また、どこをとるところなんですけど、現状、200のうち約100ぐらい空き家がございまして、解体できるものは多々ございます。ですので、予算の範囲でしっかり解体を進めていきたいということでございます。以上です。

○西村委員長 山本委員、先ほどの職員の答弁に関してなんですけど、先ほど、委員が言われたプロパンについては、採択したというんじゃないに、不採択でしたからね、議会では。だから、もう採択はしてませんので、それを含んでの発言というふうに。

○山本委員 そういう経過があったということを説明の中で加えたんで、採択したかそのどうのこうのいうことをこの場で問題にして、そのことに決着をつけようということじゃないんだから、そういうことはあなたが言わなくてもええような気がする。執行部とのやりとりを。

○西村委員長 あなたの委員としての採択をしたという発言があるから言うんですよ。

○山本委員 不採択にしたということを言ったんですよ。本会議で不採択の報告があったと

きは、私はそのことに反対しとるんだから、議会で。私の言葉のあれがよく聞こえなかったか、言い方が悪かったかわかりませんが、そのことを委員長として質問者にいろいろ言わないで。

○西村委員長 私の委員長としては、採択のように聞こえましたので、改めて通告しときます。

○山本委員 発言が悪かった、済みません。

○西村委員長 山本委員、どうぞ。

○山本委員 それで、新町のポンプ場のことですが。これは、通常のやり方では、話はずきません。私も何十年前からそのことに関与して、いろいろ交渉にも入ったし、苦労した経験があるんで、知恵を働かして、話がまとまるようなことを考えてもらう必要があると思うんです。そのことについて、もし地元の自治会の会長なり、知恵をかりようと思えば、接触してみて、進めてください。そのことをお願いしときます。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。田中副委員長。

○田中委員 済みません、1件だけお願いします。

大迫谷尻線のことについて、お聞かせください。7月の豪雨で、2カ所崩落をいたしました。大人原から谷和行くほうについては、素早く補修をし、今、十分通れるということになってますが、谷和から谷和口へおりの道については、いまだ通行どめになっておりまして、8カ月が経過をしております。地元の方にとっては、非常に重要な生活道なんです、これは。大竹市の斎場に行く道路の崩落とは違う。大人原へおりて、それから、松ヶ原、渡之瀬ダムを通過して、栗谷支所行ったりなり、それから、農繁期になると農協との往復がいろいろあるんですが、これいつごろに手が加えられて、せめて、軽四でも通れるぐらいにしてほしいというのが地元の皆さんの願いなんですけども、その進捗状況について、一つお聞かせください。

○西村委員長 山田工務係長。

○山田土木課主幹兼工務係長 土木課の山田です。大迫谷尻線、谷和から谷尻方面の通行ができてないということについて、特に谷和地区から栗谷のほうに行かれる方から何件か問い合わせが、いつごろ開通するんやという話は伺っておるところで、いろいろ御迷惑おかけしているところでございます。この災害復旧できてない箇所についてなんですが、災害の補助を受けて、工事を進めるということになっておりまして、県内、災害がたくさんあった中で、災害査定を受けたのが10月の下旬でございました。その後、災害の最終的な決定通知を受けて、入札を行いました。1回目、11月21日に執行予定として行いましたが、不調になりました。その後また続いて、2回目を12月18日執行予定として行ったんですが、これもまた不調になりました。これは、主な原因として、県内、技術者の不足ということで、受注しても工事ができないということで、落札に至らなかったのではないかと聞いております。その後、市としましても、かなり年度ぎりぎりになりますので、平成30年12月定例会において、年度をまたいで工事が発注できるような、繰越明許費の補正の議案を提出させていただき、手続をとった上で、国に対しても年度をまたいでできるような手続をとった上で、改めて発注の準備をいたしました。最終的に入札が執行されて落札された

のは、平成31年2月13日です。今、現在ですが、既に現地の準備等に入っております、3月下旬から4月上旬には現場で工事のほうに入れると思っております。工事の完成なんです、目標としましては、6月上旬、梅雨前までには、何とか開通できればと思っております。もう少し、大変御迷惑をおかけしますが、何とかやりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○西村委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。そういったことも、中間報告でもええから、地元の方に御報告するということも大事なことだと思うんです。ただし、執行部サイドでどンドン話は進んで、1回目、2回目ともに不調だったということは言いようはないかもわからんけども、そういうことも含めて、今、お聞きしました。6月中旬には完成ということで、地元の方も大変喜んでいただけると思ひます。ありがとうございます。終わります。

○西村委員長 他に質疑ございませんか。はい、議長。

○児玉議長 147ページの御園集会所設計業務委託料のことで、聞かせてもらいたいんですけど、この御園集会所設計業務委託料のことを言いよるんじゃないですけど、昨今、設計業務委託料のところ、予定価格を大幅に下回った入札が目につきます。公立保育所等設計業務でも、予定価格が約6,200万円に対して、2,200万円。大竹会館改築等事業ですか、それも約5,900万円の予定価格が2,285万円というように大幅に予定価格を下回るとるんですけど、予定価格を下回るとるのは大変いいことなんですけれども、工事請負の場合は、やっぱり図面がありまして、数量も、明細もあります。使用材とかも全部設計のする段階において、わかるようになってるんです。この設計業務委託料を発注するときの基準は何なんでしょうか。何も無い中から、設計業務委託するというところで、例えば、平米幾らでいくとか、設計図書何枚つくらにやいけんとかは、ヒアリングを最初にすごいするとか、でない、何も無いところから設計せいでいうて、これが1,000万円ですよと言われても、設計業者さんも書きようがないと思うんです。ここんところは、一番に何を基準に設計業務って委託されるんでしょうか。

○西村委員長 讚井建築住宅係長。

○讚井都市計画課課長補佐兼建築住宅係長 建築関連の設計業務委託のみについてお答えいたします。建築関係の設計業務委託料に関しましては、国の告示に基づく基準等がございます。その告示に係数であるとか、経費等が示されておりまして、新築の建物であれば、その係数に基づいて、面積と掛けて、算定しています。また、用途によって違います。倉庫であるとかであれば簡易になりますし、庁舎であれば高くなるとか、いろいろございまして、そういう係数に基づいて、計算されたものに、あと国が示しております人件費の単価がありまして、その単価を掛けて算定するとなっております。

補足いたしますと、大竹会館であるとか、庁舎の改修等に関しましてですけども、発注するときには必ず仕様書というものを作成いたします。その仕様書の中に、細かくどういう設計をなさいたいということがいろいろ書いておりますし、条件もいろいろ付しております。新築じゃなく改修であるとか、大竹会館みたいに改修と新築がまざるものに関しては、きちんと見積もりを3者以上からいただいて、それから最低単価で設計するという形

で発注しておりますけれども、結果的には、最低制限価格を設定しておりませんので、あ  
あいう予定価格を大きく下回る入札結果になることもあります。以上でございます。

○西村委員長 児玉議長。

○児玉議長 じゃあ、いろいろ見積もりをしたり、最終的には市の職員の方が予定価格決  
めるということなんでしょうけど、それはそれで、最低制限価格がないのはどうかと思う  
ところが多々ありまして、例えば、工事請負業者は、設計当初にきちんとした図面が書い  
てあれば、それなりにその図面どおりにやればいいんですけど、中にはこれ安かろう、悪  
かろうの図面を書いとる設計業者が仮にあったとしたら、工事請負業者さんやっぱり打ち  
合わせに再々、都市計画課のほうに伺わにゃいけんことが多くなるんです。そのところ  
をよく考えて、最低落札価格を決めるとか、予定価格を決定するときに、もう少しヒアリ  
ングをたくさんするとか、これとこれだけは書いてくださいよと、そういうふう頑張っ  
てもらえんですかね。余りにも違い過ぎるんで。

○西村委員長 豊原監理課長。

○豊原監理課長 今、議長おっしゃるとおり、工事価格については、最低制限価格、ある  
いは、調査基準価格を設定して、品質確保のための制限といたしますか、公共工事でご  
ざいますので、いわゆる安かろう、悪かろうというのは、厳しく制限はしているところ  
でございます。

ただ、コンサルの関係につきましては、正直、どちらかといえば、頭脳労働の関係が多  
いということで、なかなか適正価格を正確にはかるというのは難しい面も実際ございま  
す。それで、直近の平均の落札率で申し上げますと、例えば、平成29年度でいうと、総額ベ  
ースでいうと約80%前後となっておりますので、正直、いわゆる設計においても安かろう、  
悪かろうというのがあってはまずいということで、実際に、最低制限価格を設けており  
ませんけれども、今後もそのようなことが続くということであれば、最低制限価格の検討も  
必要になってくるであろうと考えています。以上でございます。

○西村委員長 児玉議長。

○児玉議長 ありがとうございます。専門知識を持った職員さんを誰かつけるとか、いろ  
んな方法あると思うので、落札価格の余りの大差がないように、今後よろしく願いま  
す。終わります。

○西村委員長 他に質問ございませんか、質疑は。

ないようですので、以上で、第8款土木費、第11款災害復旧費の質疑を終結いたします。

このまま質疑を継続してよろしいでしょうか。

それでは、第12款公債費の質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 以上で、第1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 ないようですので、以上で、第2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上で、第12款公債費の質疑を終結いたします。

続きまして、第13款予備費の質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上で、第1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上で、第2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上で、第13款予備費の質疑を終結します。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

開催は午後1時から、歳入一括質疑から入ります。

11時39分 休憩

13時00分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 午後の部のまた一番バッテリーですが、よろしくお願ひします。

財政推計ありがとうございます。まずは、市税の関係でお尋ねいたします。

平成31年度の税制改革は幾つかあるようですが、これの影響については、市の歳入のほうの影響はどうなんでしょうか。

○西村委員長 はい、どうぞ。

○藤本市民税務課課長補佐兼収税係長 今回、平成31年度の予算に関しましては、予算の算定をした時期には、まだ改正、細かいものが出ておりませんので、従前に平成30年度以前に改正の確定しているもの、そちらのほうの影響は予定をしておりますけれども、平成31年度改正に関しましては、予定を入れてない状態での推計をさせていただいております。以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 消費税の関係でいろいろと国も減税を考えているようですが、まだそれはこれには反映されていないと、わからないということですね。そういうことならしょうがないです。一つだけ、新しい費目が入ってるなどと思って、それを教えていただきたかったんですけども、環境性能割ですか、市税の軽自動車税のほうが、自動車取得税交付金、今期はすごい下がってて、全増額で環境性能割交付金というのが入ってますけども、これは、どんなもんなのか教えていただければ。

○西村委員長 藤本収税係長。

○藤本市民税務課課長補佐兼収税係長 環境性能割については、従来、自動車を取得するときにかかっておった自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割というものが、軽自動車を取得する際に環境性能に応じた税率でかかってくる、そういったものになります。これが、平成31年度中から導入のほう予定されております。以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 わかりました。全体的に組み替わったと理解していいってことですね。ありがとうございます。

市税のほうに行きたいと思いますが、来年度の税収の中で、市税は若干減ってますが、中でも大きいのが法人市民税、減の大きいのがという御紹介をいただきました。それともう一つ、固定資産税が不安要素あるんですけども、どんなでしょうか、年が明けてからのいろいろと景気の動向も毎日テレビであれやこれやと乱高下報道があったりとか、企業が下方修正したりとかいうニュースも入っておりますが、全体として平成31年度、企業関係の市税とか、あと、投資意欲とか、あの辺で感じるところがあつたら教えてください。

○西村委員長 市民税務課長池田さん。

○池田市民税務課長 それでは、企業の税収等につきまして、御説明いたします。

このことを考える際に、一番大きなものとして、法人市民税と固定資産税というのが大きいかなと考えております。我々、毎年11月に市民税務課から大手企業に対しまして、企業調査表というのを送付いたしております。これにつきましては、今後の経営状況や、設備投資等についてお聞きしているところでございます。

今回、この調査の結果を勘案するとともに、平成31年におきましても、大手企業におきましては、法人税割が下がることが一番大きく、それに加えて、燃料や原材料等の高騰による課税所得の減少があるということを見込んで減としております。

また、固定資産税につきましては、主に償却資産が関連すると思っておりますけども、これにつきましては、景気動向や、企業の経営戦略、あるいは、大手企業の新たな設備投資が発生すれば、平成28年度でしたか、大きな投資があつたわけですけども、そういった場合には、税収も増と考えられるんですけども、現時点におきましては、減価償却を上回る設備投資による増収が見込めないということで、減としておるところでございます。以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 本当、余り楽観論できないみたいな感じがしますが、どうでしょうか、産業振興のほうの関係で、年が明けてからというか、下半期の景気動向はどのようにつかんでおられるのかを教えてください。

○西村委員長 小田産業振興課長。

○小田産業新興課長 それでは、広く中国地方、その後に大竹市の状況、私のほうでつかんでおる状況というのをまず御紹介させていただければと思っております。

毎年、年4回ほど、中国財務局のほうで、管内経済情勢報告、中国地方の経済情勢についてというものを発表しております。こちらのほうにつきましては、ことしの例えば、10月時点におきましては、平成30年7月豪雨の災害がございました。こちらの関係で、7

月時点では、豪雨の影響によりまして、回復のテンポが緩やかになっております。という報告でございました。次に、年に4回ありますので、1月の状況でございますけど、こちらのほうにつきましては、広く中国財務局の管内経済という形でいきましたら、管内経済は緩やかに回復しているとされております。それで、本市におきましては、皆さん御存じのように、直接的な大きな被害というのは県内の他市町に比べて発生はしておりません。しかしながら、いわゆる被災をされた取引先の企業に例えば、物を納めるなどしておる市内企業もでございます。そちらのほうにつきましては、間接的な被害が生じておる、幾らかは影響を受けているという実態は聞き及んでおります。それで、本市としまして、一応、それ以外で、いわゆる経済指標といいますと、例えば、雇用関係につきましては、市内の企業の皆さんのほうからは、人手不足というお話もよく聞いておりますし、実際にまだ有効求人倍率も、特に就業地ベースで非常に高い水準で高どまりの状況にありますという形を聞いております。

また、各市内の企業のほうからは、例えば、工場を広げたいんだけど、土地がないだろうかというお話も聞いております。そうした幾らか設備を投資をしようとする意欲のある企業もあるんですけど、若干土地が不足をしておるということも聞いておりますので、企業によって多少ばらつきはあると思いますけど、人を求めている、あるいは、設備投資をするための工場用地を求めているという実態も聞き及んでいます。

また、先ほどの市民税務課長のほうからお話ありましたように、秋口には企業調査をしておりますけど、私どものほうでも、違う時期にアンケートを実施しております。その情報を聞く中で、あわせて見る中で、景気がいいよという企業もございますし、例えば平成30年7月豪雨の災害以外の要因で、若干、苦勞されている企業もあるというのは聞いております。状況というのは、各企業によってばらつきがあるという状況であります。以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 わかりました。

○西村委員長 よろしいです。他に質疑はございませんか。山本委員。

マイクのスイッチ入れてください。

○山本委員 今、法人税の税率は、年々引き下げられてきておると、私は思っているんですが、大竹市のほうでは、税率について、どの程度の税率を適用されとんですか。それで、いつか、この法人税の税率の問題について質問した際に、自治体によっては、必ずしも国で規定される税率を、機械的に適用しなくても、自治体判断である程度のパーセンテージの引き下げ可能だということがあって、大竹市としては、そのことを踏まえた税率の適用を長い間やってきたという経緯があるんですか。現在はどうかされております。

それから、固定資産税について、先ほど同僚議員から質問があったのと重複するかもしれませんが、固定資産税に対しては、国のほうの評価が決まれば、それが市内の要所、要所に適用されて、そこから路線価の動向で税金が決まってくるという仕組みになっていると思うんですが、この固定資産税評価に伴ってのこれは歳入計上になると思うんですが、大竹市の場合は、全体的に固定資産の評価そのものが下げられたん、下がったん。どうい

ことで減収の原因があるのかということ。それから、この固定資産税にかかわって、1点要望したいんですが、従来からの新幹線とか、高速道路とかいう軌道が走っているところの、両側については、固定資産税を減免するという措置をとってきた歴史がありますし、現行もそうされとると思うんですが、これは、土地が評価しようにも、そういう環境の悪いところは、どうしても売り買いの場合に不利になるわけですから、所有者にとって。また、生活環境も事実上、新幹線のすぐそばなんかでは、やかましくてやれんという苦情も絶えんぐらい、騒音に悩まされとるいう状況もあるわけです。それに関連をして考えると、阿多田の場合、固定資産税の扱いはどうなっておりますか。今の新幹線や高速道路の両側の減免措置と同じように、米軍機の訓練騒音による被害も生活の上で影響を与えとるわけですが、税制の上では、どういう扱いされております。私は同じように、騒音があるだけ頻繁に市民の皆さんの影響に大きな苦を与えとるわけで、固定資産税についても、一定の配慮をすべきではないかと思うんですが、どういう扱いになっております。

○西村委員長 はい、どうぞ。

○小野市民税務課固定資産税係長 固定資産税係の小野と申します。大竹市の土地の動向につきましては、平成30年7月を基準日として実施された広島県地価調査の結果が公表されて、廿日市市とか、広島市については、もう下げどまって、廿日市市もゆめタウンなどができたりして、上昇傾向なんですけど、大竹市のほうは、中心部については、下げどまりの傾向で、ほぼとまってる状態なんですけど、山間部とか、郊外のほうになりますと、まだ下落が続いているっていうのが現状でございます。

続きまして、先ほど、新幹線とか、高速道路に関して、何か減免とか、近傍の宅地ということでもよろしいですか。減価をしてるかということの御質問があったと思うんですけど、騒音・振動補正という、減価補正があるんですけど、個別に具体的にどこの土地が減価されているかっていうのは、情報持ち合わせておりませんし、税情報になりますので。ただし、そういった補正自体は、制度としてはございます。

しかし、減免みたいに、ほとんど税金がかからなくなるとか、そういったものではございませんので、税金としては、かかるような制度になっております。

また、阿多田につきましては、米軍の飛行機の騒音による土地や、家屋の補正ということですかね。それについては、私の記憶している限りでは、騒音補正とかは適用はしてないと記憶しております。以上でございます。

○西村委員長 藤本収税係長。

○藤本市民税務課課長補佐兼収税係長 法人税の税率についてですけれども、現在、平成26年9月30日以前が事業開始年度の始期に当たる法人、こちらに関しては、14.7%。平成26年10月1日以後が12.1%。それと平成31年度になりますけれども、平成31年度10月1日以後に事業開始の始期を迎える企業さんに関しましては、8.4%と率が下がってきます。それで、大竹市のほうで、独自に率を定めているかということところは、現在、それは行っておりません。以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 それで、固定資産税にかかわる減免措置です。この問題で、私は、以前、今の

新幹線とか、高速道路が供用開始になって、沿線住民の皆さんからの騒音苦情を踏まえて、他市でも沿線の両側についての個人所有地について、宅地を含めて、固定資産税の減免措置をとられ始めたということがありまして、それに倣って、大竹市でも減免措置をとるべきだということをする申し上げまして、そのように大竹市としても、減免措置をとりますという答弁をもらって、そのようにされていると聞いたと思っておるんですが、今の担当のほうでは、そんなことは知らないということなんですが、よく調べてみてください。これは記録に載っておりますから、私もこの記録だけは思い違いも何でもない、自信を持って今言えるので。

そういうことを踏まえれば、阿多田の場合も、この米軍機が百二十何機にもなって、訓練も頻繁に行われるという状況のもとで、ああいう騒音の激しい、危険度の高いところとなった阿多田に、あえて移住するという事は、なかなか一般の認識では、考えられん環境になったよね。だから、阿多田に今、宅地開発をやったり、なかなかこれも思うように進まないし、定住者をふやそうにも、こうした環境悪化によって、希望者も思うようにならない。漁業者にとっても、後継者をどうするかという悩みも深刻になりつつあるわけで、そういうことをあわせ考えると、せっかく持っている土地が、評価も下がるし、利用度も低くなるということ踏まえれば、固定資産税の減免措置を考えるということも、別段無理な話じゃないと思うんですが、検討をするというぐらいのことは、あってもいいと思うんですが、どうです。岩国市なんかそうでしょう。騒音の激しいところはそういう措置をとっているんですから、場所によったら、岩国市よりかひどいんやけ、阿多田は。それでもそういう配慮もしない、そういうんじゃない、私としても、阿多田の人にとっても、どうかなと思いますよ。今、ここで速答できんにしても、検討するぐらいのことは、してみますとか、岩国市なりの、実例を調査をしたりで、どうあるべきかということを考えるというぐらいのことはあってもいいわけですが、もう一回答弁してください。

○西村委員長 池田市民税務課長。

○池田市民税務課長 今、貴重な意見をいただいたと思います。減免というのは難しいかもしれませんが、土地の減価等々につきまして、そういった米軍の被害といえますか、米軍の影響を受けている他市町村もございます。そういったところの評価の仕方もいろいろ研究、検討してみたいと考えております。

○西村委員長 山本委員、次は2回目ですよろしいですか。今、回答ありましたが、次は立てて発言をお願いいたします。山本委員。

○山本委員 大竹市は、高速道路、新幹線の沿道についてもやってないという担当者の認識ですか。

○西村委員長 小野固定資産税係長。

○小野市民税務課固定資産税係長 新幹線のところは、私の記憶でしたらたしか、減価の補正をしてるところもあったのではないかと。高速道路も今資料持ち合わせていないんですが、やってる可能性もあります。土地の評価の減価などについては、ただ、近隣の自治体がどのような取り扱いをしてるかとか、この貴重な御意見を踏まえて、勉強させていただきたいと思いますので、御理解いただければと思います。

○西村委員長 よろしいです。他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 ないようでございますので、以上で、1回目の質疑を終結いたします。

続いて、2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。山本委員。

○山本委員 執行部のほうから、平成30年度の米軍再編交付金の使途についての項目ごとの充当予定事業というのをもらっておるんですが、一番騒音の激しい阿多田についても、一定の平成31年度事業の予算措置もされておりますし、阿多田に対する交付金の充当もされておるといことなんですが、一つだけ、この場でお願いとして市長の思いを聞かせてもらいたいんですが。

先般、1月19日に市議会の基地周辺対策特別委員会が自治会の皆さんとの意見交換会と申しますか、機会を持ちました。そのときに、参加された阿多田の方が、大竹市議会は、阿多田の問題について、いろいろ騒音その他、地域的な要求もあるが、議会でそのことを取り上げて、執行部との意見交換を経て、我々の要求を実現する方向で動いてもらうようなことが伝わらない。阿多田のことは、重きを置いておられんのかなとも感じるんだという意見が出ました。そのときに、同僚議員からもそんなことはありませんよと、議会で、本会議でも委員会でも阿多田の皆さんの日常の要望なり、特に騒音等初めとする基地にかかわっての諸問題については、その都度、執行部との意見交換もしておるし、できる対策については、議会としても要望を重ねておると、また関係機関にもそれなりの働きかけをやっておりますよということ、話をさせてもらいましたが、そういう中で、一つ、ある人の意見を直接私が聞いたんですが、阿多田には、本会議の中継を放映するテレビの設備がないそうです。個人的にケーブルテレビ業者と契約をして、自宅で本会議の中継を見ておられる方もあるようですが、この本土の沿岸部では、公共施設の主なところには、中継テレビを置かれて、市民の皆さんにも、本会議の際は中継等の放映に接する機会もあるんですが、阿多田にはそれが無いんだと。ぜひ、阿多田にもそういうことを考えてやってもらいたいと、島としても、漁業組合のある位置に面した民家が集中しとるわけですから、漁業組合なりに、それを設置してもらえれば、見たいときに見れるし、市民の皆さんが、議会の様子に、接触する機会もあっていいと思うんですが、どうでしょうかという要望があります。このことについて、そんなに大きな予算を必要としないんですが、どうですか。難しいですか、やるのは。まず、やる方向で検討もして、やるとすれば、これぐらいの費用がかかるが、平成30年度間に合わせて平成31年度でも設置するということになれば幸いです。どうでしょうか。この平成31年度にはその予定はないようですね。一番、被害を受けている阿多田の人にとっても、そういったことについては、できるだけ要望に応えるようにしてもらいたいと思うんですが。どなたがこういう問題で、執行する上で、責任を持ってもらえるか。市長しかないと思うんですが。どうですか。

○西村委員長 市長。

○入山市長 再編交付金とは一言でいいますけど、再編を促進するための交付金でございます。市民の皆様方が理解をして再編がスムーズにいくということで交付されるということで、再編を認めている町にしか出ないということで、再編を認めてくださった方の御意見

をしっかりと聞きするという法律の趣旨だろうと理解をいたしております。

また、交付は大竹市にされます。阿多田に地域的にされるものではないということで、全市民の皆さんが、このことについて理解をして促進していくという趣旨のものでございますので、もちろん、阿多田の方が一番御迷惑をこうむっているわけでございますから、阿多田の方々の御意見については、十分に耳を傾け、そして、できるだけ実現ができるようなことを防衛省とも接渉をしながら進めているわけでございます。今の議会のテレビ中継の件については、初めて耳にいたしました。阿多田の方々、代表される自治会長さん初め、漁業組合長さん、その他の方々、まとまった御意見を聞く中で、いろんなことは検討していただきたいと思います。使途について御意見をいただいたということで、米軍再編については、山本委員も認めてくださってると思い、これからも理解させていただきます。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 市長の今の発言は、私に対する皮肉に聞こえるんですけど。私は、米軍再編に伴う岩国基地の強化には反対しとるんです。市長も最初は反対されておって、その時期には、初改選の住民大会においても、大竹の米軍基地に対する市民集会においても、市長はその立場で、当時は堂々と米軍基地の強化には反対だという意思を表明されたんですが、途中で思いが変わったが、私は変わららん。変わららんからいうて、市民からの声を聞いたときに、私は、米軍再編反対で、その交付金を使うじゃあいうようなことはわしゃ知らんよと言えますか。市民の声が、こういう声がありますよいうことを代弁をして、執行部の皆さんの耳にも入れて、それをどうするかということを検討し、予算が必要なら予算も政策しながら、活用すると。米軍再編交付金だといっても、一旦市の歳入になりゃ、市民の税金じゃないですか。米軍再編に反対して、交付金の使い道なんか口を挟むなどという言い方がありますか。そうじゃない、大竹市の今の基地周辺対策特別委員会では、再編交付金を年々もらっているから、日本の国防に対する安倍政権の憲法改正に対する意識においても、市民の皆さんの理解が進んでいるんじゃないかという評価をした文書まで、基地周辺対策特別委員会は、こないだ中国四国防衛局に上げた文書の中にも、そんなことを書いてあるでしょ。だから、市民の中には、米軍の再編強化に反対する人もいれば、賛成する人もおられる。しかし、一旦歳入としてそれがあれば、これは、市民のために使うという税金なんです。市民の反対者の意見を、おまえの要求を聞かんよとか、おまえは反対する議員だから、そんなことは交付金について、あれこれいうようなことは言うなとか、いうようなことはもってのほかじゃ思う。違うというなら、違うと言うてください。

○西村委員長 市長。

○入山市長 御意見はしっかりと聞きすと言ったんで。別に聞かないと言ったわけではございません。

○山本委員 そういうふうには聞こえなんだ。委員長、今の発言、わしの思い違いですか。

○西村委員長 市長。

○入山市長 補足させてもらいます。幅広く、阿多田の方々の御意見をまとめながら、実行に移させていただくという発言をしたわけで、お一人お一人の議員の皆さん方の御意見については、大切にお聞きしておりますし、その都度聞いております。

- 西村委員長 山本委員。立って発言してください。マイクのスイッチ。
- 山本委員 そういう声、要望に応えるべく、検討もしたり、取り組んでいくようにしますとか、しないとか、それを聞いてるんです。
- 西村委員長 市長。
- 入山市長 幅広く、阿多田島民の皆さん方の御意見をお聞きした中で実行に移すということとを返答させていただいた、個別の案件について、優先順位については、まだまだ検討段階ですから、ここでやります、やりませんという返答は難しいということをお理解いただきたいと思います。
- 西村委員長 よろしいですね。  
それでは、他に質疑はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 西村委員長 以上で、2回目の質疑を終結いたします。  
続いて、3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。
- 西村委員長 山本委員。挙手して委員長と指名してください。
- 山本委員 歳入と、これは全体にかかわる問題なんです、予算特別委員会の前に、平成30年から平成36年度の大竹市財政推計一覧表をもらいました。これはどなたが請求されたんか、あれですが、平成31年度に関しては、国が措置した地方交付税なり、それから、消費税が10月から引き上げになるということをお前提にした予算措置をされとるんで、国からのこれまでの助成金とか、交付金とかというのは、そんなに減ってない思うんです。ほとんどふえとるような状況ですね、これを見る限りでは。しかし、そうであっても大竹市が策定した総合計画の中では、財源を必要とする事業が予定されております。そうすると、また、大型公共事業のために、教育、福祉の分野にしわ寄せをするのではないかということをお心配しておるんですが、財政推計の見通しでは、そういう心配はないと言えるんですか。
- 西村委員長 三原企画財政課長。
- 三原企画財政課長 今後予定されてます事業があることは、私たちも重々承知でございます。できる限り、国の補助金等使ったり、交付税のバックのある起債を使ったりということで、財源には気をつけながら、財政規律をもって運営をしていきたいと考えております。
- 西村委員長 はい、山本委員。
- 山本委員 今、私たちの目の前にある事業としては、大竹駅周辺整備事業の問題があります。大きな事業としては、それから、小方小学校、小方中学校の跡地の利用等に関するさまざまな事業案が小方地区のまちづくり基本構想で出ておりますけれども、これも、軌道に乗れば、一定の資金を必要とする。それから、公立保育所等再編に伴う市立保育所等整備事業の問題もある。さらには、大竹会館改築等事業の問題もある。だから、いろいろめじろ押しの事業が差し迫っとるんですが、これに加えて、新町3丁目の新町雨水排水ポンプ場が、この席でもいろいろ前向きの答弁のような、何か取り組みがあるように聞くんんですが、これが軌道に乗れば、これはたやすくいかんですよ。そういうことを考えると、私は相当の財源を必要とするようになるし、そのことについて、福祉や教育にしわ寄せが

あったんでは困るんですが、予算特別委員会に出されとる5カ年計画の中で、全部あれですか、起債にしても、財源の根拠があり、数字として載っとるんですか、どうなります。

○西村委員長 山本委員、今、歳入の質疑ですので。後ほど総括で一括でお願いできたら。

○山本委員 財政推計をもらっとるんだから、資料、あるでしょう。

○西村委員長 総括ではいけないのですか。総括で一括してやるというのは。今、歳入ですから。

○山本委員 歳入のところと言うとかにゃ、またあれじゃない、総括で時間もないのに。答弁できるでしょう。そういうことはちゃんと計算したんだから、担当課が。

○西村委員長 それでは、建石財政係長。

○建石企画財政課財政係長 大きな時期を見込んでるかということですが、大竹駅周辺整備事業、大竹会館改築等事業、本庁舎耐震改修事業、また、市立保育所等整備事業を見込んでおります。今、言われました新町雨水排水ポンプ場とか、小方地区のまちづくり基本構想については、まだ確たるものではないという形で見込んでおります。財源については、地方債、国の補助金等ありますが、そちらについては、今把握できるものについてはこの中に見込んでおります。以上です。

○西村委員長 よろしいです。終わります。

他に質疑ございませんか。細川委員。

○細川委員 申しわけありません。もう一つだけお尋ねしたかったのに、つい忘れておりました。資料をお願いしておいて、失礼なことをするところでした。

平成31年度当初予算における新規・拡充事業に関する財源内訳をお願いしてました。ありがとうございます。この中で、いろいろと工夫して財源を用意していただいているようですが、地方債に関する部分で、今後国から交付税算入される地方債もあるかとは思いますが、どの程度が交付税で入ってくるのかを数多くありませんので、簡単に御説明いただければお願いします。

○西村委員長 建石財政係長。

○建石企画財政課財政係長 地方債充ててる事業というのが数多くございます。

○細川委員 記載の分だけでいいですよ。

○建石企画財政課財政係長 8つ事業充てております。このうち、全てでよろしいですか。

上から交付税の充当率という形ですね。概数と御理解いただきたいと思いますが、4番目の漁港施設維持管理事業については22%、充当率90%です。そのうち40%の50%が交付税算入と計算式になっておりますので、大体22%ぐらいが交付税として返ってまいります。

5番目の大竹駅周辺整備事業、こちらについても、同じく補助裏で大体22%ぐらいが交付税として返ってきます。8番目の消防力強化事業、大型化学消防ポンプ自動車整備事業につきましては、緊急防災・減災事業債を使います。こちらについては、70%が返ってくることになります。

その下、9番目の消防団資機材整備事業、10番目の防災情報等啓発促進事業、11番目の本庁舎耐震改修事業についても、緊急防災・減災事業債という形で70%になります。1つあきまして13番目の市立保育所等整備事業です。こちらは、保育所の再編部分と子育て支

援関連施設部分、子育て支援関連施設部分については、補正でも計上しましたが、将来に備えて再編を基金として積んでるところです。保育所の再編の部分については、集約化、複数のものを1つにまとめて、面積が減った場合というので、国からも積極的に促してる場所なんですけど、こちらは50%、交付税として返ってくるようになっております。

一番最後、20番目の大竹会館改築事業につきましては、こちらも緊急防災・減災事業債です。算入率は70%となっております。今、言いましたのは全て交付税の計算上の基準財政需要額の算入率と御理解いただければと思います。

あと、平成31年度予算全体ということになると、大体、62%から63%が算入されるという計算をしております。以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。今、予算全体でといったらほかの起債も合わせてということでしょうか。それで、この70%というのが多かったようですが、これは、かなり有利な財源であると理解してもいいということでしょうか。

○西村委員長 建石財政係長。

○建石企画財政課財政係長 先ほどの全体のは、ほかに例年どおり道路とか、県事業負担金等起債事業がございますので、そういったのも全部含めた形ということになります。

70%のものについては、そうですね、有利な財源であると考えております。以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。本当にこれから必要な事業をするに当たって、少しでも市民の負担が軽くなるようにという努力をさせていただいているということで、ありがたいことです。なんですけども、残念なことに、4番目と5番目でしたっけ、特に5番目の大竹駅周辺整備事業ですが、これが22%ですか、こういった継続事業の場合は、何か例えば平成31年度は22%だったけれども、平成32年度、平成34年度はもう少し何かいろいろ工夫して、算入率高くなるようなという工夫はもうできないと、こちらのほうは腹を決めたほうがいいのかような起債かどうかを教えてください。

○西村委員長 建石財政係長。

○建石企画財政課財政係長 先ほどの算入率は、事業費に対してではなくて、起債の借りた額に対しての算入率という形になります。大竹駅周辺整備事業は単独部分もちろんございますが、社会資本整備総合交付金を充当して事業実施を予定しております。交付金の裏については、一般公共事業債という起債が充てられるんですが、こちらが大体22%というのがもう決まっておりますので、途中でふやすというのはないだろうなと思っております。

その裏の単独事業、単独事業も億単位であるんですが、こちらについては、起債は借り入れは可能なんですけど、交付税の算入バックというものがございません。ただの借金、後年度に回ってくるだけの借金ということになります。そのため、平成31年度の当初予算におきましては、その他の大竹駅周辺整備事業の特定財源で3億6,000万円という数字が入っておりますが、これまで、地方創生事業基金繰入金というのを、将来の大型事業に備えて毎年度積み立てを行ってきておりましたので、将来の負担を軽減するために、平成31年度交付税の算入のない地方債を借りるのではなく、こちらのほうの繰り入れを予定してい

るところです。以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 大竹駅周辺整備事業は本当に大きな負担の伴う事業ですので、いろんな形で今後も工夫していただければと思います。またいろいろと教えてください。ありがとうございました。

○西村委員長 よろしいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上で、3回目の質疑を終結いたします。

それでは、続いて審査に入りますがよろしいでしょうか。

それでは、これより一般会計歳入歳出全般にわたる総括質疑を行います。

第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。末広委員。

○末広委員 せっかく長期にわたる財政推計いただいておりますので、私まだ1期目で、決算とこういうふうに、事前にいただいた財政推計と比較してきたのが、決算との比較ですね、まだ2年しかないんで、こういう推計がどの程度実績を表現できるのか、まだその試算ができる年数がたっていないんですが、その前に、去年、この平成30年度からの推計が7年度分出てました。ことし、平成31年度から7年度分出る。重なるところが6年度あるんですね。その同じ年度に対する2年間の財政推計の比較をしてみました。どういうふうにそれが変化していくのかという見方をしようとしていろいろ考察をしてみるんですが、財政推計のやり方というのが、まだすとんと腑に落ちてない、仕組みがわからないんで、1つだけ素朴な疑問から入らせていただこうと思う。民間の中小企業ですと、歳入と歳出がぴったりと一致することないんです。民間の場合は、借入れは借金ですんで、行政の会計の場合は、起債も収入ですんで、ぴったり一致するようにしていかれるんですね。この財政推計だけは、歳入と歳出が一致してないんです、いつも。これは、両方の推計をする仕組みがそうさせるんだと思うんです。ここ一致させようとする必要はないんで、いつも違うんだと思うんです。大体歳出のほうが多いです。これは、歳入の推計と歳出の推計が別の仕組みからきてるからだろうなと思うんですが、ここでは、歳入歳出とも4項目、5項目しかないですけども、詳しい市町では、10項目以上の項目で財政推計出してる市町もあるんですけども、その他歳入、大きいですから、その中身がわからないところもあつたり、譲与税等と書いてありますが、その中身も分析してみないとわからないんで、自分なりにひもところとしても仕組みが見えない。そういう意味で、この財政推計の仕組み、当然、アクションプランと中長期の計画をお持ちの上で、歳出側はそれを組み立てていくことである程度出ると思うんですが、歳入側の推計の組み立ての仕組みというのがわからんもんですから、それでその歳入と歳出が一致しない表というのがこれしかないんです。行政の会計の仕組みの中で、違うことをとやかく言つとるわけじゃなくて、歳入側の組み立ての仕組みと歳出側の組み立ての仕組みが恐らく違うはずなんで、そこを御説明いただければ。

○西村委員長 建石財政係長。

○建石企画財政課財政係長 財政推計を出しております。このたびの財政推計については、

平成30年度の決算見込み額、また平成31年度の予算額、また過去の決算等をもとに積み立てを行っております。予算については、委員が言われましたように、歳入歳出同額になっております。こちらの推計では、決算見込みということで、差し引きの赤字の部分が財政調整基金等の基金の取り崩しになりますという形で、一致をさせない形で作っております。この積み上げの仕方なんですけど、扶助費等は、伸びの率をそのまま掛けたりして、増加傾向という形で伸ばしたりしております。投資的経費とかは、これからの事業、大竹駅周辺整備事業とか想定されるものを積み上げて、それぞれ年度ごとにばらつきがあるような形になってます。それに地方債とも充当されるものは、そちらのほうに充てまして、公債費もその借りに合わせて、新規分、既に借りてるものというのは、将来の公債費がわかりますので、そちらのほう組み合わせて、公債費というのを積み上げております。

歳入においては、市税は見込みをもとにしてしておりますので、どうしてもずっと右肩下がりという形で、こちらの推計では取り扱いをしております。こちら、譲与税が基本的には同じ額並ぶんですけども、この推計上は、地方交付税を譲与税等のところに含んでおります。市税が減ればその分交付税ふえるということもありますし、先ほど地方債のところでありましたけど、交付税の計算式上算入される地方債というのもございますので、そういったところで毎年度の交付税の額というのも算出をしながら、ここに積み上げを行っております。すごくざっくりした説明になりましたが、以上です。

○西村委員長 末広委員。

○末広委員 下のほうに、今の財政調整基金及び減債基金の繰入金を除いてるところを読み落としておりまして、違うの当たり前ですね。

これを、平成31年度については来年度予算ですから、今確定している長期事業も含めて、大きな事業4つほどこの下のほうに、本庁舎耐震改修事業、市立保育所等整備事業、大竹駅周辺整備事業、大竹会館改築等事業を、入れ込んでいただいて、それが、事業計画が平成30年度から平成32年度、平成32年度から平成33年度、平成31年度から平成35年度、平成31年度から平成32年度ということで、平成32年度で2つ終わることになる。この要素が入ってるからかもしれないんですが、昨年いただいた財政推計の平成33年度の分と、こといただいた財政推計の平成33年度の分、この2つが約10億円違うんです。平成33年度の財政推計が、全体として約10億円下がってる中で、見込み額の推計値が約5億円下がってる。平成33年度というのは、大きい事業が4つのうち2つが終わった翌年度なんで、それがあるのかなとも思ったんですけども、毎年度140億円を超える予算で、平成33年度は約130億円になってる。昨年は約136億円だったのが約130億円に、推計値そのものが下がったんですよ。全体として下がってるだけじゃなく、推計値そのものも1年置いて下がってるんです。その理由が何か、歳入なのか、歳出が下がる見込みが重なってるから下がってるのか、この辺がわからなくて、質問させていただければと思う。平成33年度が大きく推計値が変化がしてるということですね。

○西村委員長 建石財政係長。

○建石企画財政課財政係長 平成30年12月補正で大竹駅周辺整備事業の継続費については総額は変わらずに内訳が大きく変わったというのがあります。今、言われました平成33年度

についても、補正前が11億円だったのが4億円に減ったというのがあります。それに伴って、国・県支出金、またそれに伴って地方債というのでも連動して動きますので、決算時に出した推計と大きく変わってる要因となっていると考えています。以上です。

○西村委員長 末広委員。

○末広委員 ありがとうございます。大変、複雑な仕組みの中で、先ほど、税収見込みとか、恐らく国のほうの中期見通しなんかの数値も含めて、こういう財政推計はされてるんだと思うんですが、その仕組みというのが、担当者の方が何年かで変わるわけですよ。そうすると、その仕組みそのものが同じ推計モデルで推計しないと、同じ基準で推計したことにつながるから、過去からの変化を読み取ろうとしても、ベースが違うわけですよ。ということは恐らく、これだけきちっと継続的な、安定的な財政推計なり、事業運用をする仕組みとしての地方自治体ですから、誰がやっても同じ数値が試算できるモデルみたいなものがあって、それが計上されてるんでしょと思うんです。そうあってほしいですし、そうすると、これを長期に見渡していくことの意味が深まるんで、だけでも社会情勢とか、地方自治法の改正とか、臨時財政対策債なんか、ついこの前からスタートしたわけですけど、そういう仕組みの根本になるものが変わると財政推計の仕組みそのものも変化してきてるんじゃないかと思うんです。そういう意味で、財政推計をして、全体の事業モデルの計画性のレベルだけじゃなくて、財政推計のモデルそのものの継続性というのがあって初めて比較してみるの意味があるもんですから、そういう面での仕組みの継続性というんですか、そういった面で少し心がけてらっしゃるといっか、意識してらっしゃることがあれば、お話伺いたいんですが。

○西村委員長 吉岡総務部長。

○吉岡総務部長 財政推計の基本的な仕組みの考え方が、今、お渡ししている資料、予算ベースで出してますので、こっちのほうの方がわかりやすいだろうということで、ずっと出させていただいています。基本的な考え方は、一般財源ベースでどれだけの歳入が確保できるかということがベースになります。毎年やる事業というのは、その年によって当然違いますから、その事業をやることによって、借り入れする地方債も変わりますし、補助金も当然変わります。そのときの仕組みによって、どういっかお金が入ってくるかも変わってくる。一番変わらないのが、一般財源のベースということになります。それは、交付税含めてということでございます。大竹市でいっか、大体70億円から80億円の間にいっか、ほぼ推移してまいます。それをベースに、その年の事業費にどれだけ一般財源を取り込めるかと、さらに借り入れしたものがあれば、それが将来的にどれだけの予算になっていっか、その推計をするのが本来的には財政推計ということになります。ただ、その推計を渡しても多分わからないと思います。こっかいっか失礼なんですけども、その考え方というのは、末広議員よく複式簿記のことを言われますけども、企業会計とかで、投資的な経費の部分というのは、当然変動しますんで、それに対して経費をならすという考え方が公会計の中にはございませんで、そこをならすのにどういっかという考え方として、そういう推計をしていっかということになります。そこをベースに考えていただければ、変動というのは、土地、社会情勢の変動によって変わるものはたっかございませんで、そこ全

部見込むことは不可能です。事業費がどういった事業ができるのかというところを見込んで、この数字を出しているということですので、大きな変動というのは、その事業費によって変わる部分が大いいと見てもらえればと思います。以上でございます。

○西村委員長 いいですか、よろしいです。はい。

他に質疑はございませんか。細川委員。

○細川委員 最初に委員長にお願いなんですけれども、私、消防費のところ、資料をお願いいたしました。出していただいたんですけれども、2、3それぞれについてお尋ねしたいかなと思うんですけれども、お許しいただけるでしょうか。

○西村委員長 許可しましょう。

○細川委員 資料ありがとうございます。2つほど資料を出していただいております、防災行政無線高性能スピーカー更新箇所の一覧表と、あと、これがお願いしたつもりはなかったんですけれども、察していただいて、この屋外拡声子局配置図です。大竹市全体の出していただきました。ありがとうございます。

この屋外拡声子局配置図というのは、これは、いつの時点のものかというのをまず最初に確認させてください。晴海地区とかは入ってないのかなとか思いながら聞いてるんですけども、お願いします。

○西村委員長 吉村危機管理監。

○吉村総務課危機管理監 こちらの図は2018年現在のものになりまして、作成は防災行政無線を設置したときに作成をしとるんですが、随時更新をしてくまして、最新のが今現在、2018年のものになっておりますので、平成30年度実施しました晴海の2カ所についてはまだ加わっておりません。以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。そうすると、前提が変わってくるから、どうしようかな。実は、この資料をいただいてから、こちらのほうでは、大変小さくて、見えにくいというのがありまして、つい先走って、昔いただいた設置のときの図面、あれを使ったんですけど、あれを使って新しい箇所を、スピーカーをやりかえる場所を記入してみたんですけど、それだと全然比較になりませんか。

○西村委員長 吉村危機管理監。

○吉村総務課危機管理監 基本的な部分に変更となっておりますので、子局の位置、またはスピーカーの方向、こういったものは大きな差はございません。ただ、途中でどうしても音達が悪い地域はスピーカーを追加したりという形になっておりますので、古い図面とスピーカーの数が変わっていたりということは若干ございます。以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。基本的な位置は変わらないと理解してよろしいですかね。それで、消防費のときに、新しい高性能のスピーカーを設置したときの、机上でいいので、音達地域の図面はだめですかとお願いしたら、それは今できませんと、メーカーの方に聞かないとということでしたが、発表していただけるのは、なかなか難しいかと思うんですけれども、この高性能スピーカー更新箇所一覧にある18カ所ですかね、これを更新

して、音達区域がどのようになるのかというのは、メーカーの方と相談して、御検討とされましたでしょうか。

○西村委員長 吉村危機管理監。

○吉村総務課危機管理監 メーカーのほうに確認をさせていただきました。このメーカーといえますのは、防災行政無線本体の実施メーカーでございます。スピーカーはまた別のメーカーとなりますので、本体の実施メーカーのほうから、スピーカーのメーカーのほうに情報をとっていただきまして、その情報をもとに、音達地域を机上ではあるんですが、計算をして出すということは可能であるという回答はもらっています。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。いただいた設置箇所をタブレット上で記入してみたんですけども、全くの素人ですので、素人の目で見ますと、設置場所が偏ってるんじゃないかという印象を受けました。今度、高性能スピーカーになりますので、音達地域は今の2倍ぐらいになるんじゃないかと想像して、記入して、自分で絵は描いてみたんですけども、大竹地域から油見地域にかけては円がすごく重なりますが、一方で、小方、黒川地域のあたりは全然ない。玖波地域も、若干重なる地域はありますが、大人原、松ヶ原地域にかけては、少しすき間のあいたところが、結構あるとか、若干、自分でやったんでは、せっかく18基あるのに、重なって、もう少し効率的なやり方ができないかなという印象を受けたんですけども、例えば、今回、何か所か予定はしてらっしゃるんですけども、先ほど、メーカーのほうにお願いしたら、図面もつくれるとおっしゃいましたが、そういうのも確認して、音達地域がどうなるか、そしてまた、既に設置している市町もかなりあると聞いてるんですけども、実際に、大竹市のように、今までのラップ型のと、高性能とまざっているような市町がもしあるようであれば、もう少しそこら辺を丁寧に聞いてくるとか、そういうことを作業してから、再度設置場所を確認して決定していくということで、来年度の中で、そういう作業は間に合いませんか。

○西村委員長 吉村危機管理監。

○吉村総務課危機管理監 今回、事業を考案した中で、先ほど歳入のところでも名前が出てきました緊急防災・減災事業債、こちらを利用させていただくという事業でございます。これは、国のほうから防災情報の伝達体制の強化という事業のメニューとなっております。これをもとに、まず、市の避難場所等拠点施設である避難場所とか、災害対策本部の支部が設置してある市の施設、こういったところに隣接している防災行政無線、これの強化をする目的もでございます。その部分と、加えて、音達が非常に不良な地域もありましたので、それを若干加えた18カ所という形の更新とさせていただきますので、市内全体を見渡しまして、音達不良地域を算出するところから入ったものではございませんので、まず、避難場所等拠点施設のスピーカーを強化させていただいて、もし本庁等から直接伝達ができないような不測の事態になった場合は、そういった主要な施設から地域に発信をしていくところの強化策も含めているものでございます。今後、またそういった伝達地域、または音達地域、こういったところを計算をしまして、今後も主要な施設のスピーカーを更新した後に、どのような空白地域ができるのか、そういったところは今後の研

究にはなるんですが、実際に著しく不良なところがある場合や、または、従来型のスピーカーを更新する時期になれば、新しい高性能のスピーカーにそこをかえる必要があるのか、今度設置する高性能スピーカーの出力を上げることで対応ができるのか、そういったところを研究しながら、情報伝達環境を整えていければと考えております。

また、他市町の状況ということでございますが、従来型のスピーカーと新しいスピーカーを更新をかけているというところは何市かあるという情報は得てるんですが、その担当者等の話を聞くと、改善してるっていう意見もありますし、周囲の中には、当然、室内にいて聞こえにくい、室内にいても聞きやすいようにという意見も出てるということなので、一概にはなかなか全てが改良できたということは言えないという意見は聞いていますので、そういった部分もありますが、実際、避難場所等拠点施設、こういった場所をまずは更新させていただいて、今後は、従来のスピーカーを更新する際に、研究をさせていただきたいと考えております。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 済みません。起債のことがよくわからないので、教えていただきたいんですけども、先ほど、このたび国のほうからは、避難場所等拠点施設を強化しなさいといった意味での事業という、聞き方をしたんですけど、ということは、このたびの起債を使うに当たっては、避難場所等拠点施設につけないと起債が立てられませんよという事業になるということでしょうか。

○西村委員長 吉村危機管理監。

○吉村総務課危機管理監 国が避難場所等拠点施設を指定したということではございません。防災情報の伝達体制の強化ということでございますので、大竹市としては、まずは避難場所等拠点施設の伝達力の強化を図りたいと考えているところでございます。

○西村委員長 細川委員

○細川委員 メーカーさんをお願いして、最低でも机上で伝達区域がどのようになるのかっていうのをを出していただくのに、相談もされたということなんですけど、どのぐらいかかりますでしょうか。実際に避難場所等拠点施設のスピーカーを更新することによって、どの程度強化されるのかっていう期待される効果というのは、ぜひとも事業に際しては、私どもも確認しておきたいところですが、いかがでしょうか。

○西村委員長 吉村危機管理監。

○吉村総務課危機管理監 実際に、机上計算をして図面に落として提示していただける時間がどのぐらいかかるのかっていうのは、今、お答えは難しいところなんですけど、新年度、提案させていただいた中で実施できるということになれば、事業を開始するまでには図面化をさせていただきたいとは考えております。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。事業で設置する前にそういった図面でも確認して、場合によっては、このたびいただいたこの一覧表にある設置場所が変わるということも前提で、私どもも考えていいということですね。

○西村委員長 吉村危機管理監。

○吉村総務課危機管理監 今回御提案させていただいたのは、2カ年で18カ所という御説明を消防費の中でもさせていただいたんですが、そのうち13カ所が市の避難場所等拠点施設となります。残りの5カ所が著しく音達が不良地域となりますので、避難場所等拠点施設という部分での考え方は、先行して優先的にさせていただきたいという考えを持っています。その他5カ所につきましては、場合によっては、エリア等を考慮した上で変更ということも可能になってくると考えております。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 避難場所等拠点施設については変えないということでしょうか。それと、残りの5点についてでもですが、本当に聞こえない地域というのはもっとあるんじゃないかという気がいたします。せっかくお金をかけてやるんなら、もう少し丁寧に聞こえない地域を調査した上で、再度検討してみても間に合うんじゃないかと思うんですけども、お考えはいかがでしょうか。

○西村委員長 吉村危機管理監。

○吉村総務課危機管理監 実際、エリアも算出させていただきまして、どういった音達エリアになるのか、重複した箇所とかが何カ所ぐらい出るのかとかということを検討させていただいて、設置場所について、詳しく検討させていただきたいと考えております。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 検討した結果はぜひ私どもにも開示していただければ。こんなにこだわるのも、私ども議会に議員として出ておられます、やはり市民の皆様からも声がたくさんございます。今後、市民の皆様にも主体的にかかわっていただくためには、情報が届くのは大事なことだと思っておりますので、ぜひ、よりよい方向にしていくために、一緒に考えさせていただければ。大変やりがいもあることだと思いますので、ぜひ、少なくとも机上での図面とか、もう一度調査してみて、どういう場所が最適であるとか、そうしたことや、調査の結果なども私どもに開示していただきながら、より最適な場所に決めていただければと思います。

以上で終わります。

○西村委員長 副市長。

○太田副市長 答弁としては、吉村危機管理監の申したとおりでございます。

1つ、つけ加えておきたいことがございます。

まず、これは補助事業、民生安定施設整備補助金でやっとする事業でございます。その中で、償却されるものや、場所を変えるという表記がまた必要になってくるものであります。大きな変更をもたらした場合は、補助金の返還等という可能性もあるということだけ、頭の中に入れておいていただきたい。

それともう1つ、緊急防災・減災事業債の起債は平成32年度まででございます。平成33年度以降はこの起債はございませんので、それ以降の修繕改修等については、今の時点では一般財源でやっていくほかないという状況になっております。

以上です。

○西村委員長 他に質疑ございませんか。寺岡委員。

○寺岡委員 先ほどの防災情報等啓発促進事業（防災情報伝達強化事業）について、伺っておきたいんですが、予算書歳入のほうです、34ページ雑入で、公衆電話委託手数料というのがあります。委託を受けて7,000円という予算組みなのかなという感じなんですけど、どこから委託を受けているんですか。

○西村委員長 中村総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 これは、公衆電話をNTTのほうを設置している分の料金の回収とか公衆電話の清掃とか、それをかわってやるということに係る委託料でございます。

以上です。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。思っていたのと全然違いました。

いつごろか忘れちゃったけれども、少し前に、原因はともかく、携帯・スマホ大手の某社が電波障害を起こして、東京のほうでは公衆電話に長蛇の列ができたというふうなニュースがありました。それは、機器のふぐあい、電波障害、詳しいことはわかんないんですけども、そういった理由でいきなり無線のほうが使えなくなる状況というのは十分に考えられる。

消防費のときも、担当のほうから御説明いただいた今回の防災行政無線の高性能スピーカーへの更新で、屋内特化、屋外の不特定多数へ向けて、また、メールシステムや利用者別ホームページの充実と、こういったところを同時並行することによって効果が生まれてくるという、そういった中で1つの手法としての高性能スピーカーへの更新であるというふうに、消防費の中では理解しております。

公衆電話というのが昔ながらの物ですけども、どんどん今、町中でももちろんですし、減ってきてますし、施設の中でも設置場所だけ残って中身が取り外されてるという状況になってます。

避難所の一覧表を見ても、大体のところはありそうな感じなのですが、ないところもあるし、もしかしたらもう取り外されてるところもあるんだろうかなと思います。10円や、テレホンカードを入れれば誰でも使える双方向の情報通信システムの1つだと思いますが。

災害時に、そういった有線の電話、公衆電話も、固定電話もですが、これらの優位性について、先ほど紹介したような戸別受信機であるとか、防災行政無線であるとか、そういったものの1つの手段としての電話の優位性を当局として見直したときに、どれぐらいまで重要性を感じておられるのか。

災害対策本部にも私が見学させていただいたときには、並んでいました。災害対策本部のほうには1回、2回行って、私がいたら邪魔だなと感じたので、できるだけ行かないようにはしているんですけども、電話がずらっと並んでたような、そんな記憶があります。有効に活用しておられると思うんですけども、災害時における有線電話の優位性で考えられているところあれば、お話しいただければと思います。

○西村委員長 中村総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 庁舎の電話なんですけれども、やはり有線電話ということで、何本か、全部ではないんですが設定をさせていただいております。特に連絡、やっぱり電話が中心になりますので、災害時でもつながりやすいようにということで、設定のほうをさせていただいております。

以上でございます。

正確な数字は、私、今持ち合わせておりません。申しわけございません。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。実際に避難場所に避難してこられた市民の動きを想像してみて、家族に連絡が取りたい、でも手元にスマホがない、公衆電話があるところもあるし、ないところもある。そういったときに、例えば、多くの避難場所には業務用の固定電話がある、エマージェンシーのときは、使ってもいいですよとかそういうことはあり得るんですか。

○西村委員長 中村総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 災害時にそういったことで、自由に使っただけというものは用意はしてございません。そういうときには、何らかのホームページ上に掲示板を設けるとか、そういった何か特別の手法を考えないといけないと思うんですが、今私どものほうで、具体的に何か用意したものはございません。そういったものが必要であろうという認識は持っております。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。でしたら、災害対策本部と直接連絡をとりあっているのは、その避難場所の固定電話ということになりますか。それとも、現地に詰められる職員さんが携帯とかスマホとか、そういうのを持ち込まれて、じかに災害対策本部と連絡をとられるのでしょうか。

○西村委員長 吉村危機管理監。

○吉村総務課危機管理監 災害時に災害対策本部が設置されまして、各支部または避難場所等を設置し、そこに職員を配置します。通常その施設にある固定電話とのやりとりもありますが、今年度から各支部にはスマートフォンを配置しておりまして、本部との連絡体制を整えるためのスマートフォンの電話もありますし、スマートフォンの中に、イメージとしてはラインのような文字で通信するアプリも入っております。こういったものを利用して、災害時の情報とか写真とか、そういったものの連絡手段として活用はしてるところです。

先ほどありました、避難場所に避難されてきた方に対しましては、現在大竹市で用意をしてるわけではないんですが、例えば、ドコモから御提案をいただいているのは、災害時の緊急携帯電話の基地局をそこに設置することは可能です。それはドコモのほうから提供いただいて基地局を設置することで、そこを中心に電波を飛ばすことは可能となっているというような御提案はいただいているところです。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。古典的な有線電話というところも考えてはいただいて

いるみたいですよ。新しいもの、デジタル的なものも含めて導入していくのはいいことだと思います。幅が広がるので。足元、生かせるものはしっかり生かしていただくということを、お忘れなきようお願いしたいと思います。

やはり電話にしましても手段の1つでしかありません。いろいろ手段があつて潰れていったとしてもこれが残ってる、ラッキーというものがあるだけでもあれば、それだけ命につながっていきますので、可能性の1つとしてぜひ、いろいろビジョンを持つ中で加えていただけたらと思います。とりあえず終わります。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

ないようですので、以上で第1回目の質疑を終結いたします。

続きまして、2回目の質疑に移ります。

質疑はございませんか。

末広委員。

○末広委員 先ほど部長が大変複雑な仕組みだということも含めて、継続性のある仕組みで取り組んでいらっしゃるということをお話を伺いましたので、安心して継続的な対比を意味のあるものとして勉強していきたいなと思っております。

その中で、この財政推計、資料請求のためだけにやってらっしゃるわけでは決していないと思います。庁内でどういう活用の仕方があるのか、また、県や国との折衝、情報交換、意見交換の際に、こういうものが活用されるのか、また、今、国や県に信頼の大きい市長が、時折省庁へ回ってらっしゃったりしてらっしゃる中では、そういうものをベースに大竹市の現状を把握いただくということに活用されているのか、庁内での活用と、対外的な活用の方法があれば、お話を伺いたいたんですが。

○西村委員長 建石財政係長。

○建石企画財政課財政係長 毎年度、予算編成の開始時期に予算編成方針というのを定めて、それに向けて予算要求を各部署が行うということになります。来年度の見通し、またそれ以降の見通しというのを立てるときに財政推計を活用して、来年度、またそれ以降の予算、どのようにいくかというのを考えております。

以上です。

○西村委員長 末広委員。

○末広委員 この財政推計のやり方というのは、総務省の指導のもとでつくられたんですか。義務的な要件、それとも、いつも私、一般企業の話を上げるんですが、信頼関係をお客さんと金融機関と結ぶ際には、誠実に現状を捉え、過去をひも解き、これから先の事業見込みを定期的にお持ちするというようなことを継続していくことが、双方の信頼関係につながることで安心感をいただくということ、やってきているわけです。そういう中では、部長の皆さんの会議なんかにもこういうのがあるんかもしれないんですけども、あとは、対外的には、こういう財政推計の資料づくりがそういうところで生かせるんじゃないかなと思うんで、そういうところでは活用の方法はないでしょうか。

○西村委員長 副市長。

○太田副市長 財政推計でございますが、20年ぐらい前だと思います。それまでこういう財

政推計という概念ございませんでした。その中でいろいろ、総務省、国、県等でもそういう考え方が広まってきまして、大竹市においてこの財政推計は、最初につくったのは議員の皆様からだと思っております。

それから、その後、その財政推計による結果とかいうのは、ある程度毎年変わってくるもので、条件もかなり変わってきます。

しかしながら、それは継続して毎年つくっていかうと、決算・予算のたびにつくっていかう。それで、職員単位で市全体を広い視野で見られるような人間を育てていかうというように深い意味も含んでいるものでございます。

この程度で、よろしく申し上げます。

○西村委員長 末広委員。

○末広委員 前向きなどうか、力強い御返答をいただきましてありがとうございます。  
以上です。終わります。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 防災行政無線のスピーカーの件では、ありがとうございます。時間をいただいて。

財政推計が先ほどから話題になっておりますが、私も1点だけ教えてください。

平成30年10月の決算特別委員会の際に出していただいた財政推計と、今回の予算特別委員会でお願した財政推計なんですけれども、変わっているのはよくわかるんですけれども、人件費のところ、私自身の予想以上にふえているというのが印象なんですけれども、ここは何か理由があって、ふえてきているのかどうか教えてください。

○西村委員長 建石財政係長。

○建石企画財政課財政係長 人件費の部分ですが、これも補正をいたしました、人事院勧告の影響というのも見込んでおります。

また、平成32年度から会計年度任用職員に関する制度改正というのもございます。こちら、どういった仕組みにするかによって、額というのは大きく動いてくるんですけど、今回推計するに当たっては、前提によって大きく額が動くんですけども、少し多目に見込んだというのがございます。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。会計年度任用職員というんですか、こちらの方は人件費のほうに反映してくるとのことですね。

○西村委員長 中村総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 そのとおりです。処遇改善ということで、同一労働、同一賃金という考え方の中で賃金の見直しというのも行っていますので、その影響が出ると考えております。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。今後もまた、方針についても注視してまいりたいと思います。

あと、もう1つだけなんですけれども、この健全化判断比率なんですけど、これは、私自身の安心材料のために、いつもお願いしてるんですが、平成31年度の実質公債費比率は、これは単年度じゃないですね、3年の平均ということですよね。そうしたら、少し下がっているのが喜んでいいのかなと思うんですけれども、何か要因があれば教えてください。

○西村委員長 建石財政係長。

○建石企画財政課財政係長 実質公債費率、言われるように、単年ではなくて3年間の平均という形になります。

推計のほうでも、公債費、平成33年度まで、地方債の総額の抑制というのに努めておりますので、平成33年度までは下がるという見込みをもっております。来年度も公債費、平成30年度当初と比べると減額しております。公債費が減るという見込みのもとで、比率も改善すると考えております。

これから大型事業が重なります。可燃ごみ広域処理事業、元金の据置期間が終わって元金の償還が始まるということで推計で平成34年度公債費がふえるというもので見込んでおります。

例えば、可燃ごみ広域処理事業の関係も交付税の算入の計算式上では50%算入されるという形にはなりますが、市が支出する公債費がふえるというのは間違いがないところです。

また、大型事業、今重なる状況になっておりますので、起債の借入れを抑制するために基金を活用してる、また将来に備えて駐留軍等再編交付金を基金として積み立てているという抑制の取り組みを既に行っておりますが、起債の残高、ここ数年は増加すると考えております。起債の残高がふえると将来的には、またそれから何年かおくらせて実質公債費比率がまたじりじりと上がっていくということを想定しております。

また、実質公債費比率がふえるということは、実際地方債の返済で財政状況が厳しくなるということになりますので、こちらのほうは、また基金の活用等を組み合わせながら、地方債残高がそれほど大きくならないように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 前も同じようなことを聞いたようなことを思い出しました。実質公債費比率が下がるというのは結局公債費が少なくなっているということ、説明を前もいただいているんですけれども、ローンでもあるじゃないですか、一時金で頑張っただ目に払うというか、ここ数年間、借入れの額のほうがふえてる状況じゃないかと思うんです。平成30年度もそうだったと思うし、平成31年度も借入れのほうが多いと思うんですけど。

以前は頑張っただ繰上償還のときもあったと思うんですけれども、そういうことは検討の中には入ってこないんでしょうか。

○西村委員長 建石財政係長。

○建石企画財政課財政係長 全く頭の片隅にないというつもりはないんですけれども、繰上

償還をするということになったら、それだけの手元にお金がなきゃいけないということになります。

平成29年度でしたか、地方債の借りかえというのを行っております。利率の見直しというのを定期的に民間の金融機関から借りた場合には、行っております。そこで交渉して、借りかえたほうが有利であるという判断に至ったならば、公債費の負担を軽減するためにも民間金融機関との交渉、借りかえというのを考えていきたいとは思っています。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 今、利率がここ数年間ずっと低いので、繰上償還は、かつての高かった部分に関しては、したほうが良いとは思いますが、借りるときには、利率が低い形で借りるような工夫をしておられるとは聞いてるんですけども、最近の状況を教えてください。

○西村委員長 建石財政係長。

○建石企画財政課財政係長 毎年、民間金融機関から借りるものについては、複数の金融機関から見積もりをいただきまして、一番有利と思われるところから借入れを行っております。

また、5月末に大抵借入れを行いますので、またそのころになりましたら、金融機関に案内を出すという形になります。

利率の動向なんですが、平成28年度と平成29年度というとはほぼ一緒。0.18%とかそういったものだったと思います。いずれも低い水準には間違いはないんですが、平成27年度から平成28年度については、若干上がったというのがあります。現在の利率の動向も見ても、余り大きな動きはないかなと感じています。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 終わります。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 済みません。総括質疑ならではの防災行政無線スピーカーのことで伺いたいんですが、このたびは予算書には防災情報等啓発促進事業ということで挙がってます。この防災情報等の等の部分で伺いたいんですけども。

今でもよく耳にするのが犯罪抑止のためのあえての放送、詐欺に注意してください、こういうのはよく耳にしますし、時報として小学生が頼りにしているものかなと思います。小学生の中でも、季節ごとで曲が変わるのが子供たちの話題に上がるような、耳に入ってるかなと思います。大竹を愛する人づくりにつながるんですけども。

私自身の経験で言えば、自分が小学校のとき、母校の下校の音楽はG線上のエリアでした。もう40年近くたってる今でも、そのG線上のエリアがラジオとか街角で流れると、当時の光景をすごく思い出します。

そういった放送が今の小学生の耳に時報がわりとはいえ入ってる、公園で遊んでいたら入ってくると。そういったノスタルジーというのが子供たちの成長の中でアイデンティテ

ィーを築いていくかなと思います。その築かれたアイデンティティーによって自己肯定感となり、自己肯定感が自己有用感に昇華して将来のコミュニケーション能力につながっていくかと思います。コミュニケーション能力を支えるためには自信がないとできませんから。その根っこの部分が、ノスタルジーという郷土愛ということであれば、防災情報等の等の部分というのを私は余り軽く見たくないなという思いがあります。

その郷土愛、大竹を愛する人づくりというところと、防災行政無線についてつなげてみたんですけども、このあたり、何か防災、災害以外で皆さん方がこれに期待しているものがあれば、聞かせておいていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○西村委員長 中村総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 今回の質問の前に、先ほど御質問の災害時の有線電話につきまして、回線数がわかりました。24回線確保しております。

それから、今の放送、夕方市役所のほうでも流しておりますけれども、いろいろ楽しみにしておられる方もいらっしゃるって、きょうの曲は何だったんだとか電話が時折かかってまいります。そういう方がいらっしゃるならということで、時間も知らせることももちろんですけれども、その方は御年配の方だったかと思うんですけれども、そういう思いを持っていらっしゃる方もいらっしゃるって、引き続きやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

ないようですので。今2回目です。

山本委員。

○山本委員 消防費の関係で、予算書の155ページになるのですが。土砂・浸水避難地図修正業務委託料という費目に予算措置がされておるんですが、これは消防署単独で現行のものを修正するのか。どういう体制で作業をおやりになる。

それで、想定される土砂災害の箇所とか規模とか、それに関連して、下流の民家なり公共施設にどういう影響があるとか、浸水を想定する場合でもいろんな想定があります。津波が来て浸水する場合もあろうし、集中豪雨によって現状の排水施設では間に合わんということで浸水する場合もあろうし、小瀬川の氾濫なりダム放水によって市街地に水が流れ込むという場合もあろうし、いろんなケースがあるんですが、そういった個々の土砂災害とか浸水などの災害に対応しての避難、これは消防署単独はなかなか難しいと思うんですが、内部的にはどういう手順でこの業務を修正しようとするんですか。内部ではできんけ、業者に委託するという話ですか、これ。業者任せですか。しかし、業者に委託するにしても、市のほうが、あらゆる想定のもとで、避難をする上での経路なり、避難箇所をここに設定したらどうかなどと指示をしながら委託するんじゃないの。だから、内部での一定の作業を踏まえたことになるんじゃないかと思うんですが、私の言わんとする質問の趣旨がわかれば答弁してください。これは消防だけじゃなかなか難しい思う。

○西村委員長 吉村危機管理監。

○吉村総務課危機管理監 ただいまの御質問ですが、消防費の中で山本委員から御質問をいただいた中身と同じことだと思いますが、もう一度お答えをさせていただきます。

土砂・浸水避難地図修正業務といたしますのは、平成26年の広島土砂災害を受けまして、広島県が県内の土砂災害危険区域を改めるという業務をしております。

このたび大竹市におきましても、玖波・松ヶ原地域を見直しを行いましたので、ハザードマップの修正をするための業務となりますので、消防の業務ということではございません。ハザードマップを修正するために業者に委託をするという業務となります。

以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 どの業務になる。

○西村委員長 吉村危機管理監。

○吉村総務課危機管理監 失礼しました。総務課防災係の業務となります。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 総務課のほうになるんじやが、予算措置は消防費。どうなんかな、それを質問しとるんじやが。よくわからん。

それで、消防の方はおられるのか。

消防に関して、いわゆる石油コンビナートの関係で言えば、大竹市・和木町・岩国市にまたがって石油基地があるんですが、これの災害対応、あるいはまた、防災対応について組織が2つあるように聞いとるんですが、これは毎年防災のための会議が招集されて、招集権がどこにあるかは私もわからんですが、県なら県、国なら国が招集するののかもわからんが、そこに市として参加するとしたら、消防本部から参加されるんじゃないか思うんですが、危機管理監も出るんですか、こういうコンビナート防災の会議には、2つありますね。性格はかなり似たようなところもあるんですが、そうでないところもあつたりで、これは危機管理監も出席されるんですか。消防本部だけが出席するのか。

いずれにしても、そこでの会議が、どういう議題が取り上げられて、どういう事態に際して対応するということが、年1回の総会などで機会が持たれて議論されるんだと思うんですが、その記録なるものはお持ちなんですか。消防本部がお持ちなのか、危機管理監のほうがお持ちなのか。その会議に出席するのは消防本部と危機管理監なのか。そのあたりを聞かせてください。

○西村委員長 橋村消防長。

○橋村消防長 山本議員の御質問なんですけど、これは余り詳しくないんで、わかる範囲で答えさせていただきます。

まず、会議として、広島県及び山口県石油コンビナート等防災本部協議会という会議が中国管区警察局、自衛隊、広島・山口県、広島・山口両県警察本部、大竹市・岩国市・和木町の関係市町、中国経済産業局等の関係機関などが集まって、コンビナート災害の発生及び拡大の予防に関する協議会をつくっています。これがまず1つです。

それと、よく特防協という名前で行いますけれども、これが石油化学コンビナート等特別防災区域協議会というのがもう1つあります。これは、石油コンビナート等の関する法律に基づいて設置されたものでございます。

これは、岩国・大竹地区特別防災区域協議会がありまして、大竹市だったら三菱ケミカ

ル株式会社、株式会社ダイセル、三井化学株式会社、それから日本製紙株式会社、大竹明新化学株式会社等、また、山口県であれば、JXTGエネルギー等の会社が組織するものです。

最初に申しあげました広島県及び山口県地区石油コンビナート等防災本部協議会は、岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画に基づいて、大竹でも地区防災の協議会がございますけれども、それに基づいて、規約等が変更された場合等を協議するものだと認識しています。

もしも何か起きれば、それに基づいて動くための計画をつくっていくのが協議会、主な目的はです。当然何か起きれば、そこで集まって活動してまいります。

それと、後から申しあげました特別防災区域協議会、岩国・大竹地区特別防災区域協議会というのは、企業が集まって協議をされるものです。私も顧問として総会に出席しました。それは何か起きた場合、または、いろんな現象が起きた場合を想定して企業が研究をしていくための、法律に基づいたグループでありまして、私たちが特別にこの場合どうするかということの中で協議するものではないです。総会は、普通の総会という印象で、その場でいろんな事案についてけんけんがくがくやったり、お互い協議するようなものではない。

なかなかわかりにくいと思うんですけれども、ただ事務局は、広島県及び山口県石油コンビナート等防災本部協議会のほうは県が持っておりまして、また、岩国・大竹地区特別防災区域協議会のほうは、幹事企業が持っていますので、議事録は私どもの手元にはございません。

これについては、どういうふうに議事録がいただけるかどうかは、もう一度協議会メンバーとの関係等も踏まえてどこまでいただけるかというのは相談してみないとわからないんですけど。現在消防のほうにはこの議事録を持ってないんで、これをすぐ出してほしいということに対してお答えすることはできません。そこは御了承願いたいと思います。

以上です。

○西村委員長 吉村危機管理監。

○吉村総務課危機管理監 大竹市としましても、先ほどの2つの協議会には参加しているところですが。

先ほど消防長が言われましたように、議事録等は持ち合わせておりませんので、その当時の協議会に出席した際にいただいた資料等は保管をしているという状況です。

以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、あれですか、傍聴者として出るだけの格好になる。傍聴者には当日の会議で議論される議案とかいうものは、もらえんわけ。消防長が出ようが、危機管理監が出ようが、傍聴者としての扱いにしても。その会議の都度議論される議案とかいうものはもらわんのですか。もろうたんなら、その議案について、市は市としてのまた要望なり意見なりあればあったで機会を得て、その関係機関に意見を述べるということもできると思うんですが。その辺はどうなってるんですか。

それと、参加されて、会議の議論の内容なんかというのは、聞きおく程度で、別に記録をとって、メモでもして、帰ってきて内部でこういう議論があったと、こういう対応策が今後新たに決まったとかを出席者からの報告を受けて、消防は消防本部の中で、市は関係部署にできる範囲のことについては、予測してみたりするようなことの参考にするようなことはない。そこらあたりあわせて聞かせてください。

○西村委員長 吉村危機管理監。

○吉村総務課危機管理監 まず、岩国・大竹地区特別防災区域協議会につきましては、先ほど消防長のほうからありましたように、企業が主体となりまして開催する協議会でございます。これは市からも参加はしてるんですが、意見を述べるというようなことではございません。いただいた資料については、回覧をしてとじているという状況でございます。

一方、広島県及び山口県石油コンビナート等防災本部協議会につきましては、大竹市の立場として参加をしておりますので、意見を述べるという場はなかなかないんですが、何かあった場合に意見を言わせていただくということもあろうかと思えます。そういったときも、協議会の資料というのは、その協議会の中で提出された内容または変更事項等がありましたら、そういったもの全ては市の中で回覧して保管をしていますので、特段に変更点等がありましたら、その変更点については協議をしているところです。

以上です。

○西村委員長 橋村消防長。

○橋村消防長 先ほど申しあげました岩国・大竹地区特別防災区域協議会、これについては、実際に災害が発生したときにどうするかとか、また、新しい基準、例えば技術を使ってどういう対応をするか、それとか職員はどのような対応をするかということを決めていく協議会として、それは企業の中で話しますけれども、当然災害が発生したときに一時的に出動して、まずは我々が出動していきますので、当然それに向かっていく訓練であったり、さまざまな取り組みであったり、そういうものは我々も一緒に入ってやっていくわけで、この中で議論されたものについて消防本部として全く関与しませんというものじゃありません。そこは意味が違うんで、そういう訓練のときは積極的に入っていきますし、当然我々と一緒に研究をしていく。

ただ、この協議会が企業により構成される協議会であるということでございますので、よろしくをお願いします。

それと、これも、先ほど吉村危機管理監が申しあげました、広島県及び山口県石油コンビナート等防災本部協議会が作成する、岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画に基づいて取り組んでいくものの1つと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 59ページの戸籍住民基本台帳事務に関することで、改めて質問するんですが。

総務省がこの住民基本台帳の閲覧についてその取り扱いを変更したと、その通知に基づいて、閲覧をさせておるんだという説明がありましたんで、総務省が取り扱いを変更したというんなら、その文章をください言うてもらったんです。それは変更したって厳しくなっただけの話。

だから私が再度言うように、閲覧とはどういう定義になつとるかということはいはつきり答弁してください。

○西村委員長 香川市民生活部長。

○香川市民生活部長 先日の答弁でも申し上げましたように、総務省からの通達にいわゆる転記するという表現がしてありますから、当然閲覧の中に、転記するというのを国のほうもそういう解釈をしているし、私どももそのように解釈しているということでございます。

また、申し上げれば、平成17年に個人情報の保護に関する法律が全面的に施行されました。それまでは誰でも住民基本台帳についての閲覧は自由にできていた実態があります。

しかし、平成17年の同法施行後は、御存じのようにいろいろと制限が入りまして、かなり厳しくなっている、そういう中でその通達が出てるということでございます。御理解いただきたいと思えます。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

ないようですので、以上で、第2回目の質疑を終結します。

続いて、第3回目の質疑に行います。質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 総務省からの通知の文書をもらったんですが、「けんち」ということになると、住民基本台帳を、今は記録できるような機器も開発されとるし、カメラで撮って帰れば持ち帰れるし、ましてや、台帳を渡せば書いて帰れるということになるんですが、そういうことまでは総務省、認めておらんのではない、どこにそういうことを認めとるかということを私は再三聞いとるんです。

閲覧というのはそんなことはできんことになつとるでしょう。住民基本台帳の一部を要件を満たしたのに対しては閲覧させることができるが、写真に写して帰るとか、機器で記録して帰るとか、ボールペンで用意したメモ用紙に記録して帰るとか、ましてや、20代の年齢の人がどこにおられて名前がどういう名前かというようなところまで記録して帰ることを認めるじゃいうようなことを、総務省も言っちゃおらんではないですか。むしろ個人情報保護条例ができて、厳しくするという内容です、この通知は。そのことを担当の今も香川市民生活部長が「けんち」ができるじゃいうようなことを言われたら、「けんち」じゃいうことはどこにあるんかは私は目が悪いけど、見当たらんんです。

はっきりしましょうや。

○西村委員長 香川市民生活部長。

○香川市民生活部長 私の言い方がちょっと早口で申しわけありませんでした。「けんち」ではございません。自転車の転に記入するの記で転記でございます。つまり、あるものから。転記です。はい、申しわけありません、

もちろん写真撮影とかあるいは委員がおっしゃったような簡単にコピーができる、こういったものはもちろん禁じられておりますから、現実には閲覧と申しまして、職員が目の届く隣の席で転記をし、終わりましたら、それについて転記したものを一旦こちらのほうで複写をさせていただいて、確認をさせていただいてるという実態がございます。一応念のため申し上げております。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 私が特に問題にしてるのは、最初から言ってるように、今、安倍首相が憲法改正をしたいと。その上では、自衛隊の隊員数が目標どおり整わないと思わしくないということで、自治体に対して、自衛隊の募集業務に協力せいや、しないといけないというようなことを発言されたことがきっかけになって、今のような問題になっとるんじゃが。

しかし、個人情報の保護に関する法律なり、住民基本台帳法なりを踏まえれば、安倍首相の言うように、そんな簡単な問題じゃないわけで、それで今、全国の自治体で従来どおりのことをやっているとところでは、それを改めると。

また、極端なことをやっているところではやめるという状況が広がりつつあるわけで、そういうことを踏まえて私も質問をしとるんで。

それじゃあれですか、自衛隊、防衛省中国四国防衛局から来られて、どなたか係長か職員のへりに座って、20代の青年が誰と誰でいうようなことで、住所を控えて帰る。相当数あるから、半日やそこいらかかるでしょ。ずっとそばでやるの。課長もあれですか、御苦労じゃのう思う。

それは、閲覧の拡大解釈であって、そんなことはできないというのが今指摘されとるんです。そういうことをいつやったか、誰と誰をどこまで写して帰ったかいうことは、今言われたように、市のほうに報告して、それを記録として保管をするようになって、誰それが来てそういう作業をやって、こういう内容の写しをして帰ったというのを公表することになっとるんじゃが、その公表の方法はどうされてる。

○西村委員長 佐伯戸籍住民係長。

○佐伯市民税務課戸籍住民係長 公表の方法につきましては、年に一度、ホームページのほうに、どのような団体が見ましたというのを掲載させていただいております。

以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 それは、ホームページなるものはこういうペーパーにできるんですか。

私が自衛隊の募集業務について、いつ誰が来てどうやった、こうやったというようなことをホームページに掲載しとる。ペーパーにできるんですか、それじゃ。それは私が下さい言うたらもらえるんですか、公表ですから、一般市民に公表ということでしょ。それを毎年自衛隊の人が来てやりよると、そういうことでしょ。

その記録なるものを本人は知らない間にそういうことをやられるということが個人情報の保護に関する法律等に違反をしとるということを、私は前提に物を言いよるんですが。市のほうは、違反をしとらんという立場で協力を継続してやっておられる。こういう実態ですから、だから私はそれはやめるべきだと思うんですが、やめんのですか。請求すれば公表ということの規定があるから。ペーパーがもらえるということの確認と、今までどおり続ける気ですか。やめる気はないんですか。

○西村委員長 香川市民生活部長。

○香川市民生活部長 私どもとしては、住民基本台帳法という法律がございまして、そちらに閲覧をするということもちゃんと書いてございます。相手が自衛隊だから見せませんよ

とこういうようなことが、いわゆる断る理由がないもんですから、この法律に基づいて閲覧をしていただいておりますということでございます。

以上です。

○西村委員長 山本委員。いいですか。

○山本委員 何ほ聞いても平行線で、もうやめます。

○西村委員長 他に質疑がございませんか。

それでは、第3回の質疑を終結いたします。

以上で、一般会計に関する総括質疑を終結いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

再開は3時35分から国民健康保険特別会計予算から入ります。よろしくお願ひいたします。

15時20分 休憩

15時35分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは日程第2、議案第2号、平成31年度大竹市国民健康保険特別会計予算、日程第3、議案第7号、平成31年度大竹市介護保険特別会計予算、日程第4、議案第8号、平成31年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算の3件につきましては、関連がございますので一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認め、本3件を一括審査といたします。

歳入・歳出の一括質疑に入ります。

1回目の質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 大竹市国民健康保険特別会計のほうで3点、大竹市介護保険特別会計のほうで3点ほどお尋ねいたします。

まず、大竹市国民健康保険特別会計でございますが、歳入のほうで財政調整基金繰入金今年度は去年より増額してるようですが、平成31年度は約6,400万円。221ページ。これが、平成31年度どの程度残る見込みになるのか教えてください。まずそこからお願いします。

○西村委員長 松重保健医療課長。

○松重保健医療課長 それでは、平成29年度末の財政調整基金残高が約2億1,900万円で、平成30年度予算では約5,100万円を取り崩すこととしています。

また、平成30年6月28日に開催されました生活環境委員協議会で報告いたしましたが、保険料率を引き上げるために予算とは別に約2,000万円を繰り入れる予定にしております。予定どおり基金を取り崩しますと、平成30年度末の基金残高は約1億5,000万円となる予定です。平成31年に約6,400万円取り崩す予定にしておりますので、もしそのとおりに取り崩した場合は約1億900万円となる予定でございます。

以上です。

ごめんなさい。約1億9,000万円です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。これは、保険料を安くするために取り崩すということではなかったですか。主な取り崩しの理由はどのようになっていますか。

○西村委員長 松重保健医療課長。

○松重保健医療課長 こちらにつきましては、内容は納付金、前期高齢者の精算分とあと地方単独事業の減額調整分、あるいは普通交付税の返還金の不足分として使う予定、その他予備費として残す予定で、予算として計上しております。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 広域化したら、こういう取り崩しはなくなるんじゃないかという期待をしていたんですけど、逆にこういうのが出てきたのかなということで、見込み違いであるんですけども、毎年財政調整基金を取り崩さないとかやっていけないようになると、残り少ないんで非常に心配なんですけれども、今年度についてはこの程度に置いておきます。

同じく221ページの一番上のほうです、保険給付費等交付金の中で保険者努力支援分739万1,000円ございます。去年より減ってるようなんですけども、これは一体どういう努力に対して払っていただいているものでしょうか。

○西村委員長 松重保健医療課長。

○松重保健医療課長 こちらは、医療費の適正化に向けた取り組みに対する支援のお金になります。

評価指標により定められた点数により交付される金額が決まることとなります。平成31年度に、重点事業につきまして、点数が上がっております。特に重症化予防の取り組み、後発医療医薬品の使用の割合、収納率の向上等についての点数が上がって、変わっております。

保険者努力支援分につきましては、特定健康診査の受診率とか特定保健指導の実施率等も点数として含まれております。

こちらは全県あわせて同じように取り組もうという方向で行ってはいるのですが、その努力した部分にインセンティブを与えて、点数が高く出たところにより分配しようというようなものになっておりますので、こちらを大竹市でも取り組みまして、より高い点数の事業をするという努力も今後していきたいと思っております。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 インセンティブを高めるためにということなので、できるだけ頑張っていたきたいなと思いますが、ほかの意味で、特定健康診査等事業のほうに行かせていただきます。

233ページの特定健康診査等事業、今度は支出のほうです。保険事業費の中で、特定健康診査等事業費が去年より約150万円ふえておりまして、こういったところをもっと力を入れていこうかということなんでしょうかと思って読んだんですけども、どういうことなのか御説明をお願いします。

○西村委員長 松重保健医療課長。

○**松重保健医療課長** こちら、金額が上がっているところなんですけれども、事業の実施人数等は変わっておりませんでした。変わった内容と申しますのが、検査項目の費用の見直しがありまして、一部金額が上がっているということと、あとは消費税率の引き上げ分で、こちら例で申し上げますと、集団検診の委託料部分で約35万円上がっていることなので、事業全体でかなりの金額、消費税率引き上げ分が上がっていると見ております。

以上です。

○**西村委員長** 細川委員。

○**細川委員** 特定検診に何か今まで以上の魅力をつけようということではないということですね。残念でございます。来年度に向けて、人間ドック及び脳ドック事業は予算が減ってるんですけども、そのほかの重症化等予防事業などの予算が上がってるんで、いろんな面でより多くの方に健康に気遣っていただけるような予算組みをしたのかなと受けとめておりましたが、何か平成30年度から平成31年度にかけて、そういった多くの人に特定健康診査事業を受けていただくとか、より重症化を防ぐために努力をしていただくとか、そういう面での何か予算づけのようなところがあったら教えてください。

○**西村委員長** 住田健康増進係長。

○**住田保健医療課健康増進係長** ありがとうございます。先ほどからお話が出ております特定健康診査事業ですけれども、済みません、平成30年度の予算のときに御説明が足らなかったかもしれないんですが、平成30年度からのことでありますが、集団健診を受診される方につきましては、心電図検査と眼底検査をおつけしておるということで、これをインセンティブと考えていただける方については、受診を促せないかなという取り組みは、平成30年度からしております。

今の絡みもありまして、さらに平成31年度分については、予算が上がっているというところはあると感じております。その辺で、市民の方のお声としては、一緒に受けられるんならというお話も伺ってはいるんですが、そこまで実際伸びているかといいますと、集計中の段階で、まだ見きわめが難しいところでは感じております。

また、健康づくり事業などでは、教室のコマをふやしたりして、少しでも充実して、皆さんに御参加いただけるようだというところで、予算編成しております。

以上です。

○**西村委員長** 細川委員。

○**細川委員** ありがとうございます。行政としての思いと市民の受けとめがぴったり来なくて苦勞をしておられるとは思いますが、どうか市民の健康増進のために頑張ってくださいと思います。

介護保険のほうは2回目にします。

○**西村委員長** 和田委員。

○**和田委員** 1点だけ教えてください。233ページ、後発医薬品差額通知等作成委託料、これはどういう内容なのか教えてください。

○**西村委員長** 松重保健医療課長。

○**松重保健医療課長** こちらは、広島県国民健康保険団体連合会に委託をして、先発医薬品

を後発医薬品に切り替えた場合の差額の通知をしております。通知をする基準といたしましては、差額が100円以上になると見込まれる場合や、後発医薬品の割合が100%未満の場合で、一度送付した方には4カ月間は送付してはいないんですけども、削減効果の大きいと見込まれる方から順次発送しております。広島県国民健康保険団体連合会のほうにお願いをして、通知のほうをしていただいているという事業の委託料になっております。

以上です。

○西村委員長 和田委員。

○和田委員 まだ理解できんですが、病院に行ってお薬をもらいます、そのときに先発医薬品と後発医薬品ですか、差額が結構あると思うんです、お薬の値段で。今の薬代は安くない。その薬の効果が先発医薬品と後発医薬品と変わらなかったら、後発医薬品のほうに市のほうで勧めるわけいかなのですか。患者の皆さんに。

○西村委員長 松重保健医療課長。

○松重保健医療課長 この医薬品の差額といたしますのが、実際にいただいたお薬の金額とそれを後発医薬品に変えた場合の金額の差額はこれだけですよという形の通知になっておりますので、これを見られて、これだけ安くなるんだというのを見ていただいて、次回から後発医薬品に変えていただきたいという通知になっております。

以上です。

○西村委員長 和田委員。

○和田委員 わかりました。ありがとうございます。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 最初に国民健康保険の関係で質問するんですが、平成30年度と平成31年度で被保険者の負担、保険料の上限はどうなりますか。差があるんですか。そのことをまず聞かせてください。

それから、今どこでも大竹市だけじゃなしに全国的にそうなんですが、保険料が年々高騰して、特に加入しておられる人の構成を見ても、年金暮らしとか無職の人とかが多い一方で、収入の少ない人が構成上は割合が高いということで、保険料が非常に影響が大きいわけ。そんなことで、均等割・平等割は縮減・削減をやっておる自治体も年々ふえよるんですが、せんだっても、私はそのことを要望した経緯もありますが、そのことについて、市としてとても対応できんというようなそのときの答弁でしたが、平成31年度予算の編成提案に当たって、さらなる検討の上、前向きに改正の方向で検討をするという気持ちになられたのか、いや依然としてそんな気持ちはないということなのか、お答えをお願いしたいと思います。

後発医薬品の話は今出ましたが、これも薬品の単価なんていうのは患者の手の届かないところで決まって、いや応なしに薬をもらって、それを信じて服用するというのが実態なので、それで、生活保護受給者については後発医薬品の使用が原則とされたが、一般患者についてはそこまでの強制はないということなんですが、この後発医薬品の啓蒙なり、医師会との連携の下でこういう普及をすれば、医療費全体に占める費用の削減につながる

いうことで、どこの自治体でも取り組んでおるんですが、大竹市の場合、どういう取り組みで、効果がどのようにあったかと見ておられますか。

以上の3点お願いします。

○西村委員長 松重保健医療課長。

○松重保健医療課長 平成31年度の被保険者の保険料負担がふえるのかどうかという御質問でした。県のほうが平成30年12月29日に標準保険料率等の本算定を行っており、その結果では、保険料収納必要額、つまり、賦課総額を被保険者数で除した被保険者1人当たりの保険料収納必要額は、平成30年度の12万6,207円から平成31年度は13万832円へと4,625円増加しているという状況です。

2つ目の均等割・平等割の減額への検討についてでございますが、こちらは以前一般質問いただいたことだと思いますけれども、前回答弁したとおり、財源が今のところ市のほうではないということと、激変緩和期間を過ぎた後に、これをもとに戻すということがなかなかまた難しくなっておりますので、今のところ、減額するということは考えておりません。

そして、後発医薬品の効果でございますけれども、これは先ほど御質問がありました後発医薬品差額通知等により、効果のほうを算定しています。平成30年8月診療分におきましては、後発医薬品普及率が68.22%で、削減効果額は約390万円となっております。

以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 最初に、均等割・平等割のことなんですけど、保健医療課長さんはあれですか、部長を含めて市長と意見の交換をされた経緯あるんですか。あなたの判断で答弁されとるのか。市長が均等割や平等割に、今手を加えたとしても、それをやめるとか、軽減策というようなことはできやせんとおっしゃったということですね。市長のお考えを今あなたが代弁されたということですね。

それで、保険料が4,625円増加するという。これは県単位化されたから広島県が決めた言うんじやが、広島県国民健康保険運営協議会の会議にあなたが出られるの、大竹市からは。上からそういうことを一方的に決めてきたからというようなことで、従来の自治体の取り組んできた国保に対する取り組みが、もう宙に浮いて、何もかも上で決まったことを機械的に下に押しつけるということがあっちゃいかんというのを出発の討論にね。国会でもそうやったし、県会でもそういう議論がなされて今日があると思うんですが、誰が会議に出てやるんですか。

それから、後発医薬品のことで、1,200万円言わたん、削減効果見込みですが。これ少な過ぎやしませんか。大竹市よりか人口規模の少なくて、国保への加入者の少ない所でも、2,000万円とか2,500万円とか目標に掲げて取り組んで、それなりの成果を上げると言われとるのに、大竹市は少ないように思うんですが、その取り組みについて、詳しい内容を聞かせてください。

○西村委員長 松重保健医療課長。

○松重保健医療課長 広島県の連携会議のほうには、国保の担当課長である保健医療課長、

また、係長のほうも一緒に出ておりますけれども、その中では、広島県のほうが一方的にということではなく、広島県内の国保の担当の課長等が協議をして、どういう形でいこうという話し合いの場、協議をする場となっております。

そして、保険料についてのものは、標準的な算定システムがございますので、その算定システムを用いて計算した額という形になりますので、広島県のほうが独自に決めてというものではなく、基本的に算定システムに基づいて計算した額ということになります。

後発医薬品なのですが、先ほど私が申し上げたのは、平成30年8月の診療分、1ヶ月分の金額が約390万円ということです。平成29年度の年間の削減効果額は3,944万5,000円、年間の実績ではその金額となっております。

以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、担当のほうでは、後発医薬品の普及努力、取り組みは他市に比べてそんなに悪くないと、大竹市もそこそこに貢献してるんだというお考えですね。

それで、保険料の負担の問題なんじゃが、あなたも参加した会議で、大竹市だけじゃなしに参加市町村多数が了解したんだから、上からの一方的な押しつけじゃないと、こうおっしゃるんですが、しかし、加入をなさってる市民の方の収入がそれに見合う増加しとらんやから。逆に、収入が低下して、年金も減らされて、それで保険料が上がるということは負担感も負担の実態も大きいいうて、心が痛まんですか。そういう思いを、むしろ県段階のこの会議の中で大いに発言をしてもらいたいと思うんです。システムで決まりましたいうような冷たいことじゃなくて。

そうしないと、抑制の方法ないじゃないですか、医療費は上がる、均等割も所得が多かろうが少なかろうが一律に取られると、それで年金も減らされて、収入も思うようには稼げんいうような多くの方が国民健康保険に入ってるんだから、大竹市としてこれは全然、広島県が決めたことのおりを予算化して、平成31年度も実施するということやね、そういうことやね。それが非常に寂しい限りです。

市長のコメントがあれば聞かせてください。

○西村委員長 市長。

○入山市長 国民健康保険制度でございます。保険に入られた方々が国に支払って、その中で運営ができるということの仕組みでございます。そういう意味で、医療費が上がり、ますます大きな負担を強いられるということになってきて、この運営が、各市町で運営することが難しいということを鑑みて、県単位化してやっていこうということを決めてきたわけでございます。

委員がおっしゃるように、負担が増える方々については、大変悩ましい問題であろうかと思いますが、今の医療の情勢でいきますと、ますますこれからも1人当たりの医療費がふえていく可能性が高い、そういう中で、どういうふうに運営していくんかということ、しっかりと各市それから広島県とも協議しながら、何とかこの国民健康保険制度が運営できるようなこと、知恵を絞ってまいりたいと考えております。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

ないようですので、以上で第1回目の質疑を終結いたします。

続いて、2回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 大竹市介護保険特別会計でお伺いします。311ページ、地域支援事業費、ここから始まっております、介護予防・生活支援サービス事業費、この中で、訪問型サービス事業委託料というのは初めて見たような気がいたします。制度がいろいろ変わってきて、なかなかついていけないんですけれども、住民主体型でやるサービスで訪問型サービスBと通所型サービスBでしたか、それらもしっかり担い手を育成しながら地域の中でやっていただきたいといった方針を持っておられるようでしたが、今どういう状況になっておりますか。

また、平成31年度に向けての予定というか、あたりは教えてください。

○西村委員長 佐伯地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 総合事業といわれる部分でございます。おっしゃいました訪問型サービス事業、種類で言いますと、昔は現行相当といってましたけど、今は従前相当といっております。これは、もとの介護予防サービス給付の時代と同じサービスで受けられるもの、それから基準を少し緩和したA型、おっしゃいました住民主体のB型、そしてC型が短期集中型の予防サービスという種類があります。

今回新たに計上しましたのは、これまでなかった先ほど住民主体のB型、それから短期集中のC型、これについては現在事業者と調整をしております、新年度から開始できるのではないかと状況に至りました関係で、今回予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 まだどういう形になるか紹介していただける段階ではないということでしょうか。

○西村委員長 新畑地域支援係長。

○新畑地域介護課課長補佐兼地域支援係長 今の段階、まだ契約をしておりませんので、要綱も訪問型サービスBのほうはまだ、もう少し詰める必要があります、話せる範囲で話をさせていただきたいと思っております。

まず、C型のほうですが、C型は通所型サービスも訪問型サービスも短期集中型のサービスということを目指しています。今まで介護保険は、長期にわたって一度使うとなかなかやめるというタイミングが見えない中で、一旦元気になりながらも、またじわじわ弱っていくというような状況が見てとれるケースがございます。そういう方の防止のためには、軽度の方を対象として、一旦集中してケアをして、元気になったときに地域活動やもとの生活レベルに近くなったときに、一旦終了させていただいて、また、必要なときにはすぐ戻っていただくというような短期の繰り返しという、介護保険制度に、今までなかった新しい考え方を取り入れたサービスを構築していきたいと考えておりました。

平成30年度1事業所がいい考えだと賛同していただきましたので、通所型サービスCの

ほうが平成30年度の5月から始めております。それが軌道に乗りまして、今度訪問型サービスCというところで、安心できる事業所のほうを当たっておりましたら、1事業所賛同してくださるところがございましたので、こちらのほうと今詰めている段階でございます。

どちらも基本的には、週1回で3カ月しっかりリハビリをしていただくイメージでございます。自宅でするか事業所でするかの違いで、通所と訪問に分けております。しっかりと3カ月、もしくは3カ月で足りない場合もございますので、最長で6カ月です。しっかりと訓練をしていただいた中で、病状によっては、全くもとどおりの状態にということに戻り得ないこともありました。生活の中にアイデアを取り入れたりすることで、ほぼもとどおりの生活を送れるようになることを目指して行うサービスを始めたいと思っております。

続きまして、訪問型サービスBのほうでございますが、こちらは基本、住民主体でというところを目指しているサービス内容でございます。大竹市におきまして、今、考えていますのは、大竹市シルバー人材センターに訪問型サービスBをやっていただきたいということを考えております。なぜ大竹市シルバー人材センターかといいますと、担い手も高齢者であるというところで、高齢者が元気に活躍をする場を創出するという意味合いと、そして、今ヘルパー自体の数が減ってきているという現状も踏まえまして、その増強を図りたいという、この2つの思いをかなえる施策として打ち出したいと思っております。

ただ生活援助というだけではなくて、もっと簡易なところで、傾聴ボランティアというところも含めまして、緩やかなものからしっかりしたものまでを今できないかという枠組みのもと、大竹市シルバー人材センターと話を詰めている段階でございます。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 今、訪問型サービスBに関しては、大竹市シルバー人材センターさんにといた御紹介をいただきましたが、もともとできたら地域で歩いていけるくらいの距離で、地域の見守りもしながら週に1回ぐらいという構想を聞いていたような気がするんですけども、ただ、大竹市シルバー人材センターの会員さんは市内全域から通ってきていただいて、その経験を今度は地域の中で何か生かしてもらえるようなということも考えられるんだろうかなとは思いますが、可能性を感じながら聞いたんですけど、地域の中で週1回ぐらい、いきいき百歳体操もしながら、見守りもしていくような、介護予防もしていくようなというのは、なかなかまだ苦戦しているということでしょうか。

○西村委員長 佐伯地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 この311ページの予算書の上に通所型サービス事業委託料、下に訪問型サービス事業委託料とあります。通所型サービス事業というのがデイサービスをイメージしていただければと思います。先ほど担当が申しましたのは、3カ月間通所をして、リハビリをして、3カ月後に元気になって自宅で生活をしていただくと。これはもう契約をしておりますので、しんまちクラブというものと大竹外科のところを受けていただいております。

そして、今質問でおっしゃいましたのは、この通所型サービスのB型という住民主体の

通所サービスなんです、サロンとかをやってる場に歩いていけるところに来ていただいて、そこで住民が主体となって、ケアというか、そういう支援をしていただける。こういう場については、もちろんふやしていきたいという思いはあるんですが、こちらのほうについては、なかなか進みぐあいが遅いという状況がございます。

先ほど説明したもう1つのほうの訪問型サービスは、大竹市シルバー人材センターのほうには訪問型サービスBというもので、歩いていけるのではなくて、家を訪問すると。訪問して生活援助という体に触れない介護や、家事をするというサービスを考えているところなんです。

そして、訪問型サービスCというのがもう1つの事業、これは新年度から始めたいと思っておりますが、これは、通うのではなくて訪問先でリハビリをする、そういったサービスにより平成31年度は、訪問型サービスのほうは少し充実が図れるかなと思っております。以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 この介護保険の地域支援事業というのは、そもそも地域密着型という言い方をしたらいいかどうかわかりませんが、地域ニーズに応えられるようなサービスをとということだと思いますので、新たなサービスをしっかりと成長させていっていただきたいと思いますが、先ほど歩いていけるぐらいの距離で地域の支え合いという点ではということがあったんですけども、一般会計のほうの民生費で、地域福祉担い手育成事業というのがございますが、これとうまくコラボして、地域のそういった介護予防をしていくような通所型サービスBをやっていたらいいように成長させるというか、そういった期待感を持ってもいいかどうか教えてください。

○西村委員長 新畑地域支援係長。

○新畑地域介護課課長補佐兼地域支援係長 大竹市介護保険特別会計の中で包括的支援事業の中に生活支援体制整備事業というのがございます。こちらの事業も社会福祉協議会に委託してるんですが、似たようなところがありますので、先ほど議員がおっしゃいました地域福祉担い手育成事業とコラボやタイアップをさせていただいて、ボランティアの育成とか地域福祉の担い手の育成に向けて、同じ視点で一緒に頑張らせていただいております。

いきいき百歳体操のほうは、生活支援ではなくて一般介護予防のほうで、今、取り組んでおります。まずは、御自身が元気になりましょう、御自身の元気を地域でシェアしましょうという感覚でございます。

こちらのほうの方がまた、そういう担い手の講演・講習を受けていただくことによって、通所型サービスBのほうが育っていかないかなという期待感を持っておりますが、何分時間のかかることとございまして、今結果が出ているかということ、もう少し時間をいただきたいと思っております。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

では、次に移ります。これ同じところだったか、すぐ下のところにみまもりタグ使用料というのがあります、これ今年度からの事業だと思いますが、状況を教えてください。

○西村委員長 佐伯地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 この事業は、徘徊等のおそれがある高齢者の方に、小型の発信機を持っていただいて、それが発する電波を、スマートフォンに専用アプリをインストールされた方とすれ違くと、位置情報がサーバーに蓄積されるということで、リアルタイムにここにいますよということとはわからないんですが、ある程度こっち方面に向かっているとかそういうヒントが得られるといった事業でございます。

2つの取り組みがあって、まずはスマートフォンにアプリを登録していただく、そういう方をふやさないといけないので、その登録をしてくださいということをいろんな場に出たときに、QRコードが入ったチラシを配りながらその登録を勧めているというところで、これは実際どの程度の方が登録されているかというのはわかりませんので、この場で報告ができないところなんです。

それともう1つ、小型の発信機、みまもりタグというんですけど、これについては御心配な方は申請をしてください、月額の使用料が200円で使えますということで周知を図っているところですが、現在のところ3名の方が御使用いただいております。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 今、大竹市内で認知症の心配のある方は、何人ぐらいいらっしゃいますか。

○西村委員長 佐伯地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 平成30年4月1日の時点で、999人という数字がありますが、これは要介護認定申請をされた方に調査に伺うんですが、そのときに調査員が認知症であるという基準と判断された方ということになりますので、例えば、要介護認定を受けられずに病院にずっと入院されている方とか、認知症があるけれども要介護認定をしてないといった方が漏れておりますので、実数ではないと思っていただければ。もう少し実数はふえるのではないかと考えております。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 みまもりタグ、1,000人目標運動をぜひしていただきたいなと思います。

それと、アプリの登録です。いろんな機会を得て、こういうものは、登録者数が一定数を過ぎたら効果がぐっと上がってくるような、そういう制度だと思いますので、ぜひ大竹市防災情報等メールの登録と同時に一緒にセットでお声がけをしていただければと思いますので、来年度の決算のときには数字がわかるように期待しております。

最後、大竹市地域包括支援センターのことでお尋ねいたします。平成31年3月の議案審査のときに、大竹市内に地域包括支援センターが2カ所ありまして、現在、平成30年度の時点では、大竹市地域包括支援センター運営協議会がそれぞれの地域包括のところ2つあってという話で、これが平成31年度から1つで両方をフォローしていくとおっしゃっていたように思いますが、地域包括支援センター運営協議会の予算は変わってないんですけ

れども、これは大丈夫でしょうか。

○西村委員長 佐伯地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 この大竹市地域包括支援センター運営協議会は年間2回ぐらい開催いたします。前年度の報告と来年度の計画といったタイミングで行っておりますが、これまで1つの地域包括支援センターだったものを今後は、2つ一緒に審議をするということになりますけど、同じ日に2つの地域包括支援センターから報告を受けたりして審議を行う予定にしております。大竹市認知症対応・玖波地区地域包括支援センターがふえますので、認知症の関係団体から1人増員をしようと思っておりますが、そのほかは回数もおおむね委員の数も変わらないということで、予算は大きく変更しておりません。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 一緒にやるのがいいのか別々にやるのがいいのかは、私は判断できませんが、とりあえず一緒にやるということで、それぞれの地域包括支援センターのよさがよりよく生きるように、両方をしっかりとフォローしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

終わります。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 介護保険の問題で幾つか聞かせてもらいます。

保険料です。平成30年度と比較して平成31年度高くなるなら幾ら高くなると端的に説明してください。

それから、生活援助中心型サービス、現行の。これは調理のほうをしてあげるとか、清掃をしてあげるとか、洗濯ができない人に洗濯してあげるとかということで、訪問介護でやるんですが、これが回数制限されるんですか、1カ月に何回までというふうに、平成31年度から。

それで、この訪問介護を受ける場合には、要介護認定を受けた人の届け出が義務化されて、届け出がないとサービスはしないという制度に変わると言われてるんですが、市の担当課のほうではそういうことで周知をしてあげないと、届け出が漏れるとサービスが受けられんことになる。そういう国の制度改正に伴う要介護認定者に対する周知を、どうされるかということをまず明らかにしてもらいたい。不十分なら、やっぱり周知をしっかりとやらしてもらわないと困るから。

それから、もう1つ、保険者機能強化推進交付金というのがあるんで、これは成績よけりゃ交付金をもらえるということになつとるようですが、大竹市の場合、そういった受け入れ態勢はどこまで運用整備されとるのかということ聞かせてもらいたい。それで、これは実態を聞かないとわかりません。

地域支援事業というのがあって、要支援1と2が訪問介護と通所介護については、介護保険給付が受けられなくなる。地域の皆さんのボランティア組織が、それを受けてくれればそれに移行させるんだと。だからできるだけ介護保険では面倒を見ませんよ、住民の皆

さんで助けてあげなさいということなのですが、その受け入れをするボランティア組織が育成されて、必要な人に、必要な日常生活の総合的な支援ができなけりゃこれは困るわけ、そうなるとその辺のことを各市町村でどういうふうにするんじやと、そう簡単にボランティアいうても高齢化する中で簡単ではありませんから。大竹市の場合、それはどのような状況ですか。

○西村委員長 前田介護高齢者係長。

○前田地域介護課課長補佐兼介護高齢者係長 まず1点目の介護保険料につきましては、平成30年度から平成32年度まで、これは第7期計画期間でございますけれども、保険料は変わりません。個人の収入等によっては段階が変わる可能性はありますけれども、基本的には変わりません。

2点目の訪問介護の生活援助中心型サービスの届け出につきましては、確かに国の基準がございましてそれを超える場合には保険者である市町村のほうに届け出ることが、今年度10月から始まりました。

ただ、これを届けないとサービスが受けられないというものではございません。その届けた内容によって、市、専門職、そういったものが会議を開いて妥当かどうかというような協議、ケース・バイ・ケースの話し合いをしまして、そのサービスが妥当なものかどうかを検証し、判断していくというような形になっております。

以上でございます。

○西村委員長 佐伯地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 4点目だったと思いますけど、保険者機能強化推進交付金、これについては、保険者である市町村の高齢者への自立支援、重度化防止、これらの取り組みに応じて国から交付される交付金で、平成30年度に創設されているものです。

これはせんだって平成31年3月定例会の議案第20号について、保健福祉事業を本市の介護保険で実施すると説明したときに、この事業の財源にするというお話をさせていただいたと思います。平成30年度から始まっておりますが、平成30年度は保健福祉事業を始めておりませんので、これは一旦諸収入か何かで受け入れざるを得ないんですけど、平成31年度については、保健福祉事業で取り組む事業に対して、この交付金を充てようと考えております。金額にして、平成30年度は約460万円で交付される予定となっております。

以上でございます。

○西村委員長 新畑地域支援係長。

○新畑地域介護課課長補佐兼地域支援係長 3点目の質問について、お答えいたします。

まず、さきにお断りをさせていただきたいのが、介護保険制度、今すごく複雑になっております。わかりにくいかもしれませんが、1点目に介護高齢者係長が回答いたしました生活支援の上限があるというのにつきましては、要介護1から要介護5の方が対象でございます。まず、そこを前置きさせていただきまして、私が今から回答するのは、要支援1、2と総合事業と言う事業対象者というこの3区分についての回答をさせていただきます。

まず、要支援1、2の方は従来どおり要支援で受けられるサービスは全て受けられます。

ただ、その要支援1、2の認定を受けるのにも若干の労力がかかりますので、通所型サービス及び訪問型サービス、要はデイサービスに行くとかヘルパーが来るという部分につきましては、今、総合事業に移行しております、多様な主体によるサービスの構築を図りましょうということで、先ほど課長からも回答がありました、従前相当、A型、B型、C型というような形で、今まで1つだったものが4パターン考えられますよねという仕組みになっております。

この4パターンを受けるためには、何も要支援1、2をもっていなくても、25項目のチェックリストにより該当となる場合も、事業対象者として受けられますよということで、お互いに負担を軽減する仕組みが導入されております。

なので、要支援1、2の方が受けられないというものではまずないということを回答しておくのと、今、住民主体で、住民のほうである程度生活支援をしていただきたい、これ本音でございますけれども、それは通所型も訪問型もB型というサービスに当たりますので、それだけに頼ってるわけではなく、今までどおりの従前相当も今からA型もC型も充実させていくという中で、必要に応じたサービスを選択できる選択肢をふやしていくということで御理解いただければ助かります。

以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 直接こういう介護保険制度の事業なり、また、介護それ自体に携わってみないとなかなかわかりにくい面もあるんですわね。しかし、国の制度が変わって、市町村段階ではそれを具体的に受け入れて、介護サービスを受けようとする方への給付なり、サービス事業をどうするかということがあるわけですから、私が聞いているのは、訪問介護の回数制限を国のほうでは決めて、これも届けがないとサービスが受けられないということが大竹市ではどういうことになるかという心配があるわけです。国が決めたんだから、国が決めたことをほっとけ言うわけにはいかんでしょ。それで聞いとるんで。しかもそのことを、これは名称としては保険者機能強化推進という事業だと国のほうじゃ言ってる。そういうことを国とか県からはこんのですか、こういう制度が変わってこういう事業を推進しなさいとか、事業の内容はこういうことですよとかいうことが。

それで、地域支援事業にしてもそうでしょ。要支援1、2の訪問介護や通所介護を給付から外すんじゃないよということを国としては方向づけて、そういう指導を自治体に対してはやっている。そうなるといや応なしにそれを受け入れる住民ボランティアの組織を育成しなければ、行き場がないじゃないですか、要支援1、2の認定受けた方は。国が決めたんじゃないけ私は知らんよ言うわけにはいかんのよね。市町村としちゃ。だから、その受け入れ態勢なり、認定受けた人が受けようとする訪問介護なり、これまでの給付を外すとしたらそれにかわる対応をどうするかいうことを市町村では取りまざるを得んでしょ。だから聞いとるんです。

そんなことは、国が決めたんじゃないけ私はそこまで知りませんよと、わかりませんよじゃ済まないよそれは。何か人ごとみたいだね。これはさせてもらって、うちの住んでるところでももう高齢化が進んで、買い物に行くんでも手押し車引いて、路面の悪い道を狭い

道を車が行き交うのに、よけ場がないようなところでも、一生懸命生活のために頑張っている人もおられる、しかし家に帰ったらばたんきゅーなんよ。風呂を沸かすとか食事をする支度をする意欲もない、体力もないというような人がたくさんおられるんだから、職員の皆さんの身の回りにもおられるでしょ、そういう人が。

だから、私が聞いていることでわからないならしよがないんだけど、わかるとる範囲でこういう取り組みをやっとるんだとか、ボランティアの皆さんとの意見交換の場もつくって、将来的に早い時期に受け入れ態勢ができるようにやりましようという方向での取り組みをしておられるんじゃないんですか。

○西村委員長 新畑地域支援係長。

○新畑地域介護課課長補佐兼地域支援係長 保険者機能強化推進交付金につきましては、いろいろな評価項目がございます。その中の1つに議員がおっしゃったように要介護1から要介護5の方の訪問介護の生活援助が国が定めた回数を超えた場合の対応策をきちんと体制づくっているかという項目、確かに1項目ございます。

それにつきましてですが、まず、現在大竹市にその該当になる該当者がいない状態でございます。出たからといって、すぐその場でサービスの停止をかけるものではまずございません。出たら、ケアマネが責任をもって保険者へまず届け出るということになっております。

大竹市におきまして、今体制を一生懸命構築してるところではございますが、うちの地域支援係のほうで、現在、軽度の方を対象に多職種で自立支援に向かっていくために、この方に何をアドバイスをしたらよいだらうかという会議体がございます。地域ケア会議と言っておりますが、その会議体にもし該当が出たときは諮らうということで、介護高齢者係とおおむね話を詰めているところでございます。

以上です。

○西村委員長 佐伯地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 明確なお答えになるかどうかかわからないんですが、先ほどから訪問型サービスBとか通所型サービスBとか申し上げていますが、住民主体のサービスです。それぞれデイサービス、訪問ヘルプサービスをイメージしていただければですが、住民主体と言っても、なかなか住民の方が見ず知らずの方をヘルパーとして訪問するとか、デイサービスとして受け入れるとかいったことは、まず考えられないかなというところがあって、そもそもこの考え方は、まず歩いて行ける場所で元気な高齢者の方が集まりましょう。まず集まってそれらが活動し、何年か活動する中でそのうち集まってこられた方の1人、2人が元気を失われると、介護が必要な状態になってきたときに、集まったその場がデイサービスのような形でその方を招き入れる、あるいは来られなくなれば、その方の家を訪問し、少し家事などを手伝ってあげるとか、そういったことを期待してる部分もありますので、少しこれを進めるのは課題ということも先ほど申し上げましたが、少し時間がかかるものなのかなと思っております。

その際に、ヘルプの部分で必要なものについては介護保険のほうから総合事業として補助金とかといった形でお金も支給をすることもできるといったことで進めていくべきもの

なのかなと思っております。

そのためには、まずは先ほど地域福祉担い手育成事業とかいろいろありましたけれども、まずその集いの場、元気な高齢者の方が歩いて徒歩圏内で集える場というのをどんどんふやしていきたい、それがまず第一歩だと思っておりますので、市としましても、その数をふやしていくといった取り組みを今、集中的に進めているところでございます。

以上でございます。

○西村委員長 新畑地域支援係長。

○新畑地域介護課課長補佐兼地域支援係長 また、住民主体の制度が整わないからといって、要支援1、2の方、事業対象者の方がサービスを希望したときに拒むということはございません。きちんと従前相当、A、今あるサービスの中で対応しておりますので、そのところもよろしく願いいたします。

○西村委員長 それでは、他に質疑はございませんか。ないようでしたら、以上で第2回目の質疑を終結いたします。

続きまして、3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 担当の皆さんも実態は私以上に知っておられると思うんですが、私が今相談を受けてる方の状況を話をすると、これ自営業者なんです。

お母さんと息子さんの2人暮らし。せんだって私が聞かれたんで、要介護認定を早目に受けて、それなりの援助のサービスなりあるから、利用されたらどうかいうことで届けをして、一応認定を受けられた。ところがいつ行ってももう横になっておらないといけんような状態で、私がしょっちゅうそこへ寄るんですが、ほとんど寝たきりといっちゃ大げさじゃがそういう具体的な状況なんよ。だから食事の支度もできない、風呂に入るにも1人じゃできない、それで困るとるんだと、どうしたもんじゃろうかいうて言われるから、市のほうへ出向いて、こういう状況なんで要介護の認定を受けている以上は、食事の支度なり掃除なりしてもらいをお願いされたらどうですかいうて話をしたら、そういうふうには市のほうへ担当のところへ行ってお話してみましようと言ったと、結果どうじゃったですかいうたら、そんなことはできませんいうて断られました。窓口でどういう対応しておるんか思うんです、私は。それでいまだに2人暮らしです。食事仕事の手をとめてせなけん、風呂を入れるのも息子が入れたげないけん、介護保険料を払うて、要介護認定を受けたのに、その給付も受けられん、恩恵もないじゃないかということよね。そういう実態を職員の皆さんの身の回りで、見たり聞いたりしておられるんじゃないんですか。私がここでどこの誰だということは言いませんが、もし担当課のほうで、そういう人がおられるんなら足を運んででも実情を聞いてみましようと言ふんなら、私のところへ来てもらえんなら案内します。

そういう人が、たまたま私にそんな悩みを打ち明けられたから知ったんで、そうでない人もままあるんじゃないのか思う。そこのところをよく考えてもらって、担当のほうでは鋭意頑張ってもらえると思うんですが、ぜひ介護保険制度が皆さんによく周知されて、給付もサービスも受けられて助かったとなるように1つやってもらいたいと思うんですが。

○西村委員長 佐伯地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 そうですね。話を伺って、考えにくい所ではあるんですが、詳細は個別に伺わせていただければと思います。

一般的な話をさせていただきますと、お話を伺いながら思いついたのは、介護保険制度のサービスは、訪問介護では大きく2種類あって、体に触れる介護、これは身体介護といえます。先ほどおっしゃったお風呂であったり、お着がえをしたりとかいったのが身体介護、それと体に触れない介護を生活援助というんですけど、これは調理をしたりとか掃除をしたりとかいったところですよ。

要介護認定を受けて介護を受けられないということは、あり得ないんですが、お子さんと同居ということでしたので、同居の家族がいらっしゃると生活援助は受けられないというルールがあります。それに該当するのではないかなど、聞きながら思っていました。

ただ、お風呂と言われたので、お風呂は身体介護になりますので、これは同居の家族があっても使えます。ですので、おっしゃる方がどういった状況かわかりませんので、これはまた個別に伺わせていただければと思います。

以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 今言われるように、同居する家族がおれば、介護サービスが受けられんじやいうようなことが矛盾を感じんの。自営業者はあなた、店を開ければ、店を閉まうまでは接客で店におらにゃいけんのでしょうが。商売にならんじやない、家に引っ込んで炊事をしたり、お母さんの世話したりしよったんじや、自営業者だって、8時に店を開けりゃ5時まででしょう。閉めるわけいかなのですから。市に勤める皆さんが朝8時に来て5時までなのに、お母さんが心配だと言うて仕事ほっぽり投げて行けないでしょ。それと同じじやないですか、自営業者の場合だって。今はまだ店を維持するかどうかの瀬戸際に追い詰められているような自営業者が。

そういう状況を考えれば、むしろ私は状況に応じて同居の家族がいても、訪問介護サービスが使えるようにすると、制度の運用を幅をもって執行できるようにするのが担当の知恵じゃろう思うんじやが。そんなことをしたら罰則でもあるのかどうか知らんが。

介護保険制度のそういう幅のある運用も含めて、考えてもらいたい思うんです。同居家族がおるということで機械的に今のような対応をしたんじやそれは困る。どうですか、そういうお考えはないですか。

○西村委員長 地域介護佐伯課長。

○佐伯地域介護課長 先ほど一般的な話として申し上げた部分ですけど、もうこれは1つのルールとなっております。罰則がどうかという話については、やはり介護給付費、国費も入っておりますので、それをたがえて出した場合には、後々返還という形もあり得るといことなんですけど、先ほど、自営業者の話もされましたけど、同居の家族がいれば生活援助は受けられないと申し上げましたけれども、実態に即して、例えば同居はしてるけれども仕事に出ていて日中独居の状態であるとか、そういった場合には、状況を勘案して受けることができると、その場合ケアマネジャー等から相談を受けて、それに対して認める

ケースもありますので、今回どのようなケースで認められなかったのかわかりませんが、個別に相談させていただければと思います。

以上です。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

ないようですので、以上で3回目の質疑を終わります。

日程第2、議案第2号平成31年度大竹市国民健康保険特別会計予算、日程第3、議案第7号平成31年度大竹市介護保険特別会計予算及び日程第4、議案8号平成31年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算の3件の質疑を終結いたしました。

お諮りいたします。

本日はこの程度として、あす15日金曜日に議事を継続したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

あす15日金曜日、午前10時から、港湾施設管理受託特別会計から質疑を行ってまいります。

本日は、これにて延会いたします。御苦労さまでした。

16時54分 延会